

平成29年度版

東浦町の環境

東浦町

環境を大切にすまち・

ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にす共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にす安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にす循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にすまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
	1 公害による苦情	3
	2 大 気 汚 染	6
	3 水 質 汚 濁	13
	4 騒 音 ・ 振 動	21
	5 悪 臭	26
	6 地 盤 沈 下	28
	7 公害防止協定	29
	8 地球温暖化対策事業	32
	9 環境基本計画の推進	33
III	廃 棄 物	
	1 ご み	38
	2 し 尿	56
	3 東部知多衛生組合の状況	60
	用 語 解 説	62

I 東浦町の概要

1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市、高浜市に隣接しています。



位 置 (役場)	
東 経	136° 58′
北 緯	34° 58′

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
面 積	31.14km ²

2 都市計画区域・用途地域

平成29年4月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)
都市計画区域		3,114.0	100	—	—
市街化区域		765.5	24.6	—	—
市街化調整区域		2,348.5	75.4	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	98.5	12.9	30・50・60	50・100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	216.5	28.3	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.0	24.7	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.2	4.1	60	200
	近隣商業地域	23.9	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.4	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	131.0	17.1	60	200
	工業専用地域	23.9	3.1	60	200

3 人口及び世帯数の推移

(各年:3月末現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口(人)			人口密度 (人/km ²)
		男	女	計	
H25	19,336	25,204	24,961	50,165	1,613
H26	19,659	25,321	25,016	50,337	1,618
H27	19,782	25,264	25,018	50,282	1,616
H28	19,954	25,283	24,955	50,238	1,613
H29	20,244	25,396	25,023	50,419	1,619

(注) 人口は総数

Ⅱ 環境保全

1 公害による苦情

(1) 公害による苦情の現況

公害による苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県尾張県民事務所知多県民センターなど関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の苦情の発生源は、工場や事業所からのものが見られましたが、近年では、住民の日常生活に伴って生じる苦情が多くなっており、内容も多様化しています。

苦情内容は、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、住宅地や農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

(2) 公害等による苦情の状況

①種類別件数

(単位：件)

年度		H24	H25	H26	H27	H28
種類別						
典型 7 公害	大 気	30	24	29	26	35
	水 質	7	2	0	1	6
	土 壌	0	0	0	0	0
	騒 音	18	10	9	11	8
	振 動	2	1	0	0	0
	悪 臭	11	11	4	4	11
	地盤沈下	0	0	0	0	0
その 他 (不法投棄・雑草等)		131	117	132	118	119
計		199	165	174	160	179

②地区別件数

(単位：件)

地区 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
森岡	37	24	30	25	26
緒川	57	42	56	46	41
緒川新田	27	38	19	29	35
石浜	28	30	30	16	28
生路	20	14	17	11	16
藤江	30	17	22	31	33
不明	—	—	—	2	—
計	199	165	174	160	179

③主な苦情の内容

大 気・・・焼却行為(野焼き)

騒 音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音

悪 臭・・・店舗、家庭からの排水

(3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

① 環境監視活動状況

(単位：箇所)

年度 \ 項目	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	雑草	産廃施設警戒	その他	合計
H24	30	10	24	2	13	839	91	33	643	1,685
H25	26	57	13	1	12	846	78	28	608	1,669
H26	26	58	13	0	5	1,044	87	32	574	1,839
H27	24	58	11	0	4	966	80	32	691	1,866
H28	32	68	7	0	9	952	94	32	698	1,892

(注) 箇所数は延べ数(その他は回数)

② 家電リサイクル法による家電4品目及びパソコンの不法投棄状況 (単位：個)

年度 \ 品目	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
H24	37	11	3	2	4	57
H25	20	9	2	0	0	31
H26	24	2	1	0	0	27
H27	23	9	3	0	0	35
H28	14	1	0	0	1	16

(注) 環境監視員が確認したもの

2 大気汚染

(1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では、生路測定局（生路コミュニティセンター）に大気汚染測定器、風向風速計を設置し、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を測定することで、大気の汚染状況の把握や監視を行っています。また、東浦町役場には愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

平成28年度の測定結果は、生路測定局及び役場測定局ともにすべての項目において環境基準に適合しました。

また、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、大気汚染の防止にも積極的に努めていきます。

(2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正)

物質名 ()内告示年月日	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO ₂) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とは、その粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO ₂) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (昭48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

(3) 測定点・測定項目

測定点 \ 測定項目	二酸化硫黄(SO ₂)	浮遊粒子状物質(SPM)	窒素酸化物(NO+NO ₂)	光化学オキシダント(Ox)	風向・風速
生路コミュニティセンター (昭48.8設置)	○	○			○
東浦町役場 (昭49.4設置)		○	○	○	

(注) 東浦町役場地内の測定点は愛知県の測定局

(4) 各種届出状況

(平成29年3月31日現在：累計)

施設名	関係法令	大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
		工場等数	施設数	工場等数	施設数
ばい煙発生施設		39	109	6	9
粉じん発生施設		12	50	24	94
大気指定工場等		—	—	8	21

(資料：知多県民センター)

(5) 測定状況

①二酸化硫黄 (SO₂)

年度変化 (年平均値)

(単位：ppm)

測定点	年度	H24	H25	H26	H27	H28
生路コミュニティセンター		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(注) ppm：濃度を示す単位 1 ppmは、100万分の1

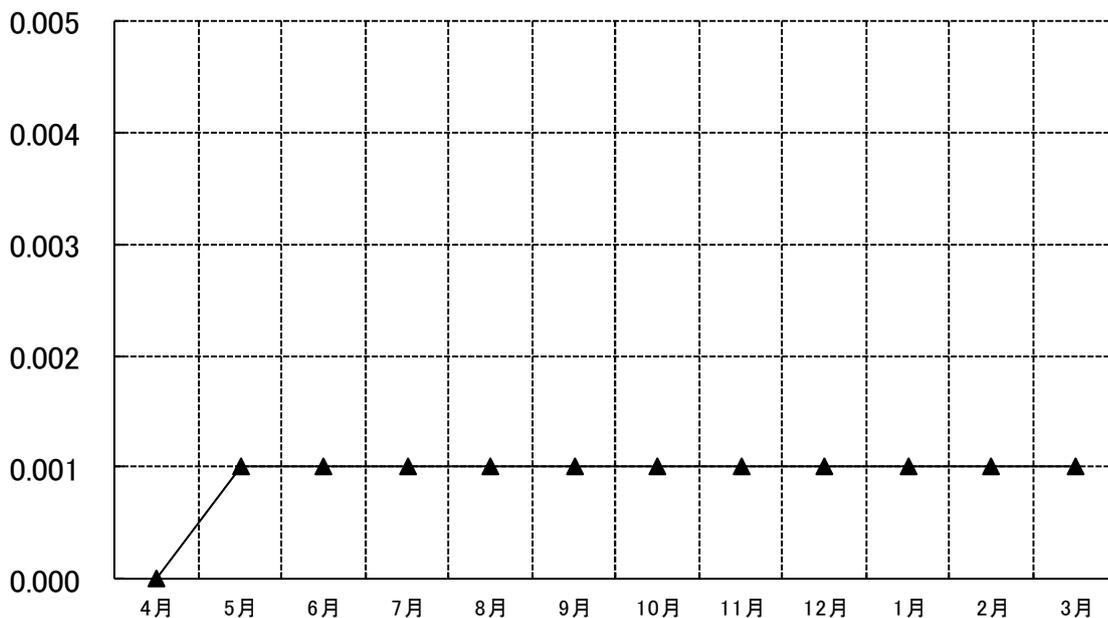
1 ppmとは、大気中1 m³に1 cc混ざっている状態

年間測定結果 (平成28年度)

項目	有効測定日	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の最高値	環境基準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適否
生路コミュニティセンター	331	7938	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.004	適

二酸化硫黄の経月変化 (平成28年度 生路コミュニティセンター月平均値)

(ppm)



二酸化硫黄の月別測定結果

年 月 項 目		H28										H29		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生路 コミュニティ センター	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	18	29	29	12
	測定時間	時間	720	742	720	743	743	720	744	696	444	694	670	302
	月平均値	ppm	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の 最高値	ppm	0.009	0.008	0.01	0.012	0.01	0.01	0.013	0.013	0.009	0.01	0.009	0.008
	日平均値の 最高値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003

②浮遊粒子状物質（SPM）

年度変化（年平均値）

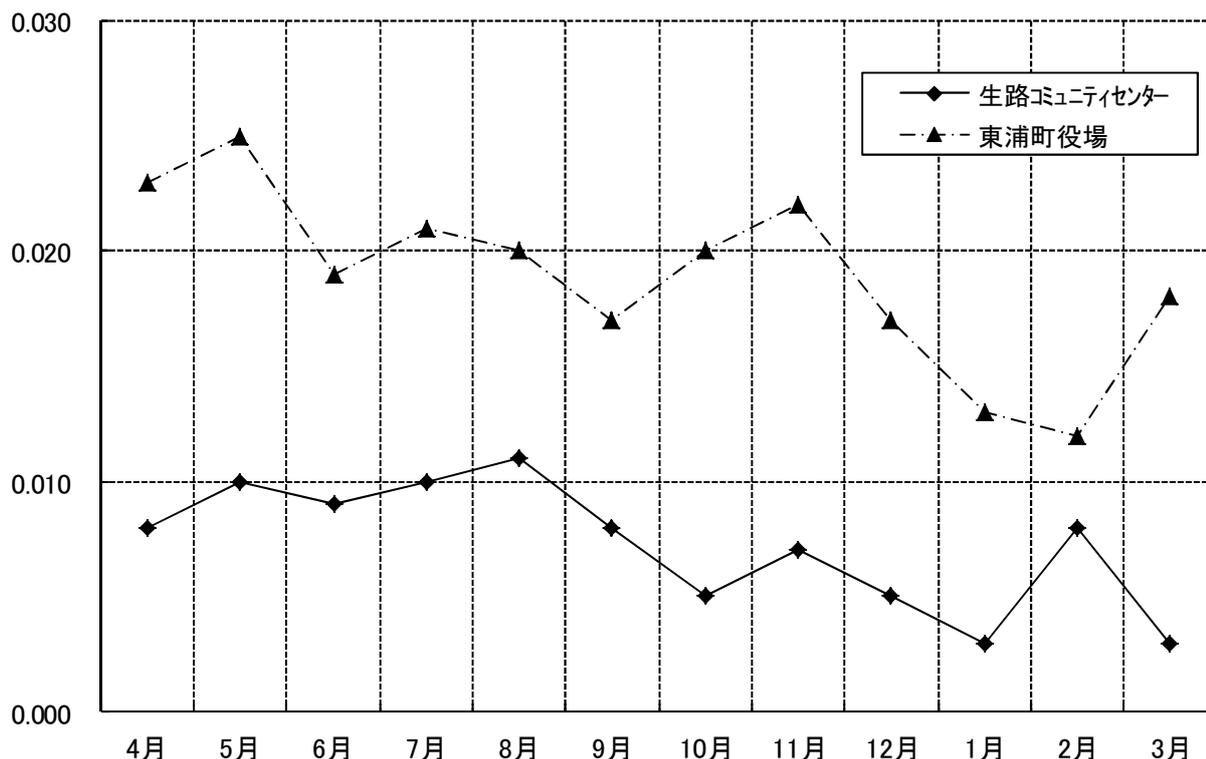
（単位：mg/m³）

年度	H24	H25	H26	H27	H28
測定点					
生路コミュニティセンター	0.008	0.010	0.010	0.007	0.007
東浦町役場	0.024	0.024	0.024	0.023	0.019

年間測定結果（平成28年度）

項目	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値 0.10mg/m ³ を超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 の 最高値	環 境 基 準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	適否
生路コミュニティセンター	335	8106	0.007	0	0.0	0	0.0	0.160	0.046	適
東浦町役場	355	8586	0.019	0	0.0	0	0.0	0.112	0.058	適

浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値：mg/m³）



浮遊粒子状物質の月別測定結果

項目			年月		H28										H29		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
生路 コミュニ ティセ ンター	有効測定日数	日	30	30	24	11	31	30	31	30	31	31	26	30			
	測定時間	時間	720	720	601	278	744	720	744	720	744	742	642	731			
	月平均値	mg/m ³	0.008	0.010	0.009	0.010	0.011	0.008	0.005	0.007	0.005	0.003	0.008	0.003			
	1時間値の 最高値	mg/m ³	0.030	0.030	0.035	0.025	0.025	0.030	0.025	0.125	0.160	0.025	0.080	0.025			
	日平均値の 最高値	mg/m ³	0.018	0.018	0.018	0.016	0.017	0.014	0.015	0.046	0.030	0.009	0.020	0.014			
東浦 町役 場	有効測定日数	日	30	31	26	31	26	30	31	30	30	31	28	31			
	測定時間	時間	719	742	646	742	666	718	742	718	738	742	671	742			
	月平均値	mg/m ³	0.023	0.025	0.019	0.021	0.020	0.017	0.020	0.022	0.017	0.013	0.012	0.018			
	1時間値の 最高値	mg/m ³	0.089	0.084	0.092	0.066	0.081	0.046	0.060	0.112	0.079	0.063	0.047	0.066			
	日平均値の 最高値	mg/m ³	0.045	0.058	0.039	0.036	0.045	0.025	0.036	0.037	0.038	0.027	0.035	0.040			

③窒素酸化物 (NO+NO₂)

一酸化窒素 (NO) ・ 二酸化窒素 (NO₂) ・ 窒素酸化物の月別測定結果

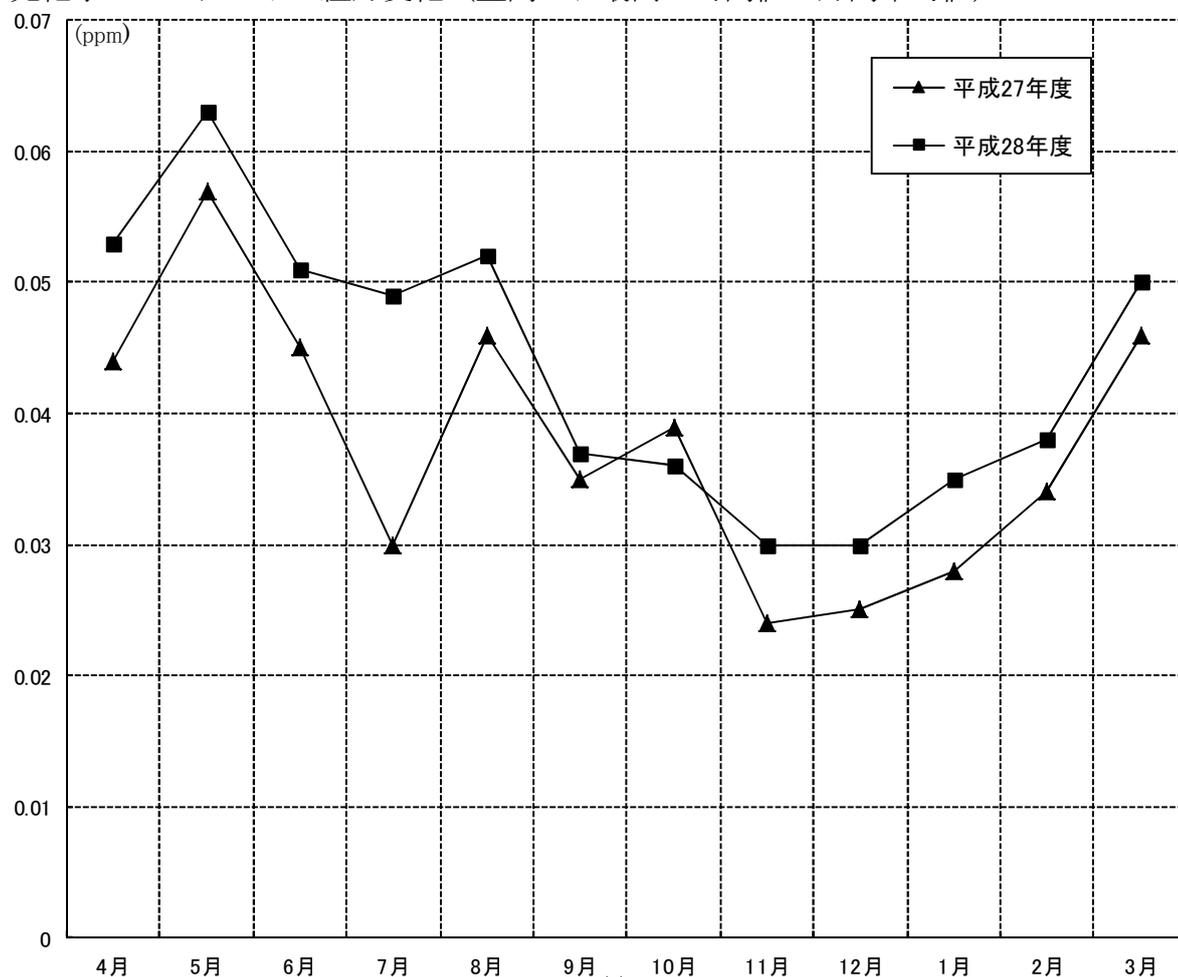
項目		年月		H28								H29			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	
	測定時間	時間	707	732	709	734	732	710	730	710	732	737	667	738	
	一 酸 化 窒 素	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.003	0.006	0.010	0.004	0.003	0.002
		1時間値の 最高値	ppm	0.023	0.013	0.014	0.020	0.020	0.032	0.058	0.070	0.087	0.085	0.054	0.053
		日平均値の 最高値	ppm	0.004	0.002	0.002	0.005	0.003	0.008	0.020	0.036	0.047	0.023	0.021	0.009
	二 酸 化 窒 素	月平均値	ppm	0.010	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008	0.012	0.014	0.016	0.015	0.015	0.014
		1時間値の 最高値	ppm	0.043	0.032	0.032	0.029	0.020	0.032	0.034	0.040	0.050	0.053	0.059	0.056
		日平均値の 最高値	ppm	0.019	0.014	0.016	0.014	0.011	0.014	0.024	0.024	0.032	0.034	0.039	0.026
		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒 素 酸 化 物	月平均値	ppm	0.011	0.008	0.009	0.009	0.008	0.010	0.015	0.020	0.027	0.018	0.018	0.016
		1時間値の 最高値	ppm	0.052	0.041	0.040	0.041	0.029	0.050	0.086	0.093	0.137	0.131	0.109	0.108
		日平均値の 最高値	ppm	0.021	0.016	0.017	0.017	0.013	0.018	0.044	0.057	0.080	0.057	0.059	0.035
		月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	89.9	93.2	89.9	82.8	83.3	78.3	76.9	71.6	61.8	78.9	82.8	87.0

④光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの月別測定結果

項目		年月		H28								H29		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東浦町役場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	昼間測定時間	時間	447	463	448	463	463	448	463	446	463	463	395	463
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数時間数	日	10	20	6	8	10	3	0	0	0	0	0	4
		時間	25	115	25	27	29	9	0	0	0	0	0	23
	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.065	0.096	0.095	0.084	0.103	0.073	0.054	0.048	0.040	0.045	0.049	0.080
昼間の日最高1時間値の月間平均値	ppm	0.053	0.063	0.051	0.049	0.052	0.037	0.036	0.030	0.030	0.035	0.038	0.050	

光化学オキシダントの経月変化 (昼間の日最高1時間値の月間平均値)



⑤気 象

気象の月別観測結果

項目		年月	H28									H29			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生路 コミュニ ティセ ンター	風 向	最多風向	NNE	SSE	NNE	SSE	SSE	SSE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE
		割合(%)	49.7	37.0	33.1	31.7	37.9	38.8	61.2	70.1	72.4	72.7	81.5	69.6	
	風 速 m/s	月平均値	2.50	2.36	1.76	1.34	1.30	1.42	1.12	1.35	1.47	1.76	1.77	1.84	
		最高値	7.8	8.1	5.3	4.8	13.2	5.5	5.3	5.1	9.0	4.9	5.2	6.0	

⑥ダイオキシン類

ダイオキシン類対策として、大気中の濃度を把握するため、平成12年度から平成24年度まで役場敷地内で年4回実施していましたが、大きな変動が見られないため、平成25年度から年2回の調査に変更しています。

(単位:pg-TEQ/m³)

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
H24	0.02	0.01	0.03	0.05	0.03	年平均値が0.6以下
H25	—	0.02	—	0.04	0.03	
H26	—	0.01	—	0.04	0.03	
H27	—	0.01	—	0.09	0.05	
H28	—	0.02	—	0.01	0.02	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びCo-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の値の合計

⑦ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。測定結果は、15の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

(測定月:平成28年11月)

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
15	< 0.046g/m ³ N	88.04ppm	0.161m ³ N/h

3 水質汚濁

(1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排水が主な原因となって起こります。水質・底質の悪化、悪臭の発生、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搗川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入しています。水質を監視するため、河川15地点、ため池32地点、排水路5地点の計52地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水への対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努めるとともに、定期的な河川パトロールを実施し、水質の汚濁防止を図ります。

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (昭46.12.28環庁告第59号・平28.3.30環庁告第27号改正)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジメチル	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25 mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50 mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100 mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる)						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水
産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の2河川であり、類型はCである。

(3) 調査の状況 (河川・ため池・排水路)

平成 28 年度の調査結果

地点 No.	地点	測定月	pH	BOD・COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	りん含有量 (mg/ℓ)
1	石ヶ瀬川	5月	7.8	2.7	9	9.4	49,000	0.5未満	6.9	0.23
		11月	7.6	2.2	3	11.1	7,900	0.5未満	9.1	0.17
2	五ヶ村川上流	5月	7.5	2.2	23	5.7	13,000	0.5未満	1.9	0.17
		11月	7.3	1.8	14	6.4	12,000	0.5未満	2.8	0.22
3	五ヶ村川中流	5月	7.5	4.8	60	6.2	260,000	0.5未満	2.3	0.20
		11月	7.4	1.4	13	7.0	7,900	0.5未満	2.5	0.17
4	岡田川上流	5月	7.9	2.1	21	12.1	21,000	0.5未満	4.3	0.24
		11月	7.7	1.8	3	11.8	33,000	0.5未満	5.5	0.22
5	岡田川中流	5月	8.6	2.7	10	13.9	17,000	0.5未満	3.7	0.18
		11月	7.6	6.9	4	12.5	7,900	0.5未満	7.0	0.14
6	岡田川下流	5月	7.7	1.7	19	8.8	14,000	0.5未満	3.2	0.19
		11月	7.2	3.2	5	8.4	4,900	0.5未満	7.6	0.14
7	境川	5月	7.6	2.1	14	7.1	1,700	0.5未満	1.8	0.19
		11月	7.4	1.5	9	6.8	9,500	0.5未満	2.4	0.18
8	明徳寺川上流西	5月	7.5	1.8	21	8.0	46,000	0.5未満	0.96	0.14
		11月	7.4	1.8	9	10.5	6,400	0.5未満	1.8	0.039
9	明徳寺川上流	5月	7.5	7.0	27	8.2	13,000	0.5未満	4.2	0.23
		11月	6.9	14	20	5.8	33,000	0.5未満	8.0	0.42
10	明徳寺川中流	5月	7.7	2.5	27	8.5	110,000	0.5未満	3.1	0.21
		11月	7.5	1.3	4	9.4	7,900	0.5未満	3.9	0.052
11	明徳寺川下流	5月	7.5	2.3	52	7.6	17,000	0.5未満	3.1	0.21
		11月	7.3	1.0	5	8.6	3,100	0.5未満	3.5	0.075
12	鎌池川下流	5月	9.0	60	23	8.4	79	5.2	3.4	0.27
		11月	7.5	86	43	8.0	330,000	10	1.6	0.25
13	豆搦川	5月	7.9	3.2	14	9.5	21,000	0.5未満	1.9	0.14
		11月	7.5	3.3	5	8.5	24,000	0.5未満	2.7	0.13
14	須賀川	5月	7.4	5.5	44	8.3	460,000	0.5未満	12	2.0
		11月	7.2	4.2	9	7.0	79,000	0.5未満	8.5	0.88
15	衣浦貯木場 水門付近	5月	8.8	9.3	21	10.4	330	0.5未満	1.5	0.11
		11月	7.9	3.7	13	5.9	3,100	0.5未満	4.8	0.044
16	大池	5月	8.3	7.9	1	11.0	49	1.0	0.78	0.048
17	杉之内池	5月	8.7	8.1	5	10.0	33	0.5未満	0.69	0.028
18	上申ヶ池	5月	9.4	7.7	10	12.4	33	0.5未満	0.67	0.077
19	下申ヶ池	5月	8.7	8.2	11	10.6	2,600	0.5未満	0.70	0.059
20	一ツ池	5月	7.7	4.5	12	9.0	79	0.5未満	0.34	0.027
21	二ツ池	5月	7.3	4.6	13	11.2	1,300	0.5未満	0.39	0.044
22	砂川池	5月	8.7	8.7	14	17.6	22,000	0.5未満	2.6	0.096
23	緒川新池	5月	7.9	3.7	11	9.7	110	0.5未満	0.58	0.039
24	馬池	5月	7.5	6.4	17	6.8	2,400	0.5未満	0.82	0.064
25	大狭間池	5月	8.3	8.4	12	11.0	3,300	0.5未満	0.64	0.050
26	濁池	5月	9.4	15	15	12.5	79	0.5未満	0.64	0.044
27	下鰻池	5月	9.5	14	13	13.8	13	0.5未満	1.0	0.068

28	ため池	上鰻池	5月	9.1	21	28	14.2	140	0.5未満	1.5	0.21	
29		本坪池	5月	8.0	7.7	8	9.9	790	0.5未満	0.56	0.050	
30		上ノ池	5月	6.8	230	500	10.0	2.0	2.6	55	2.7	
31		雁狭間池	5月	9.8	9.9	14	12.8	4.5	0.5未満	0.71	0.075	
32		新左田池	5月	7.7	5.3	11	6.4	1,300	0.5未満	0.52	0.044	
33		上高根池	5月	8.7	2.1	1	11.0	220	0.5未満	0.23	0.013	
34		明治池	5月	7.7	2.7	7	9.4	490	0.5未満	0.49	0.044	
35		明覚池	5月	7.7	10	63	9.2	840	0.5未満	1.3	0.15	
36		新池	5月	8.2	7.8	7	10.2	790	0.5未満	0.57	0.044	
37		下三ツ池	5月	8.8	6.2	7	11.6	4,900	0.5未満	0.53	0.033	
38		上三ツ池	5月	7.5	4.7	9	9.6	140	0.5未満	0.96	0.014	
39		菰蓋池	5月	8.0	5.8	7	10.0	1,400	0.5未満	0.44	0.037	
40		田之助池	5月	9.3	4.0	16	12.0	700	0.5未満	0.34	0.051	
41		黒鳥池	5月	8.7	9.8	26	12.0	460	0.5未満	0.92	0.14	
42		飛山池	5月	7.6	4.8	6	9.1	32	0.5未満	0.36	0.028	
43		永見池	5月	7.8	8.3	11	10.1	1,700	0.5未満	0.58	0.060	
44		藤山坊池	5月	9.6	25	37	17.1	1.8未満	0.5未満	2.5	0.096	
45		午池	5月	8.7	9.2	29	12.0	110	0.5未満	0.70	0.10	
46		黒根池	5月	8.3	11	22	10.8	1,700	0.5未満	0.98	0.052	
47		新々池	5月	9.8	4.8	12	16.0	2.0	0.5未満	0.54	0.074	
48		排水路	半ノ木住宅前水路	5月	7.3	2.0	6	9.2	9,500	0.5未満	-	-
49			森岡駅東水路	5月	7.3	5.7	17	4.0	17,000	0.5未満	-	-
50			石浜浜新田排水路	5月	7.5	10	20	1.6	170,000	0.5未満	-	-
51			生路2号排水路	5月	7.1	12	95	2.0	460,000	0.5	-	-
52			生路5号排水路	5月	8.1	6.3	4	10.0	4,900,000	0.5未満	-	-

(単位：mg/l)

地点No.	地点	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	
3	河川 五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.5	
7	河川 境川	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.5	
8	河川 明徳寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.01未満	—	—
			—	—	—	—	—	

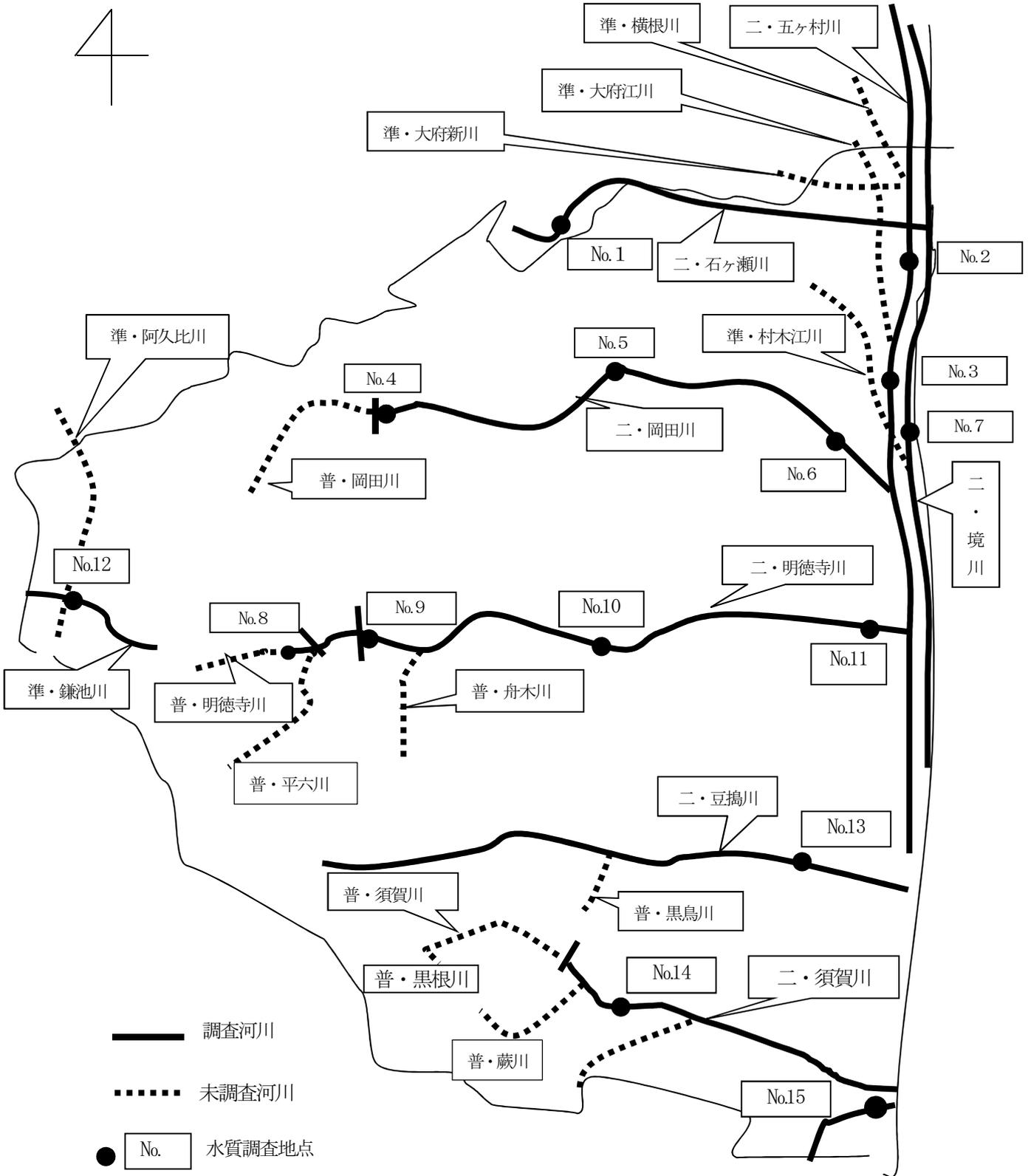
(単位：pg-TEQ/l)

地点	地点	測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川 五ヶ村川上流	11月	0.80	1以下

- (注) 1 一級河川(一)：一級河川とは、国土保全上(治水)または国民経済上(利水)特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川(二)：二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川(準)：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。
- 4 普通河川(普)：河川法に基づく指定を受けない河川(公共の水流、水面)を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

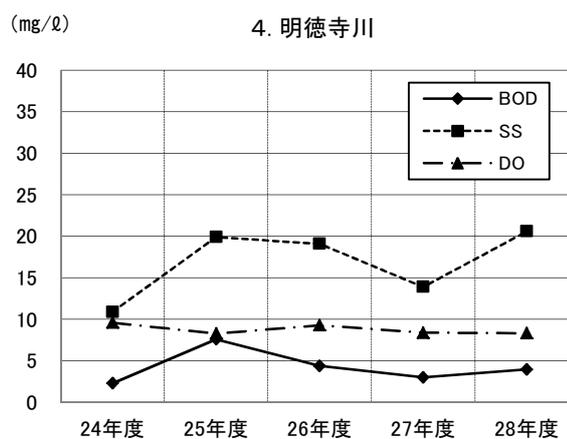
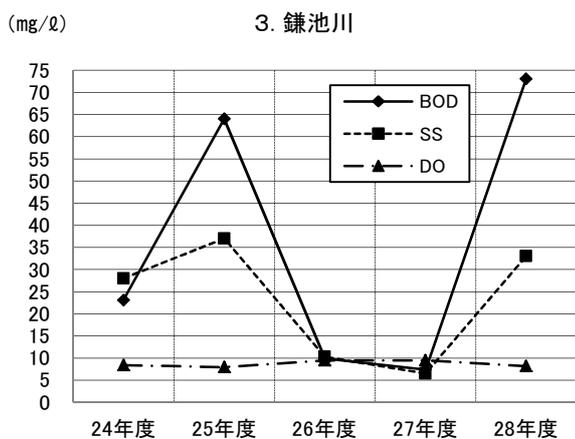
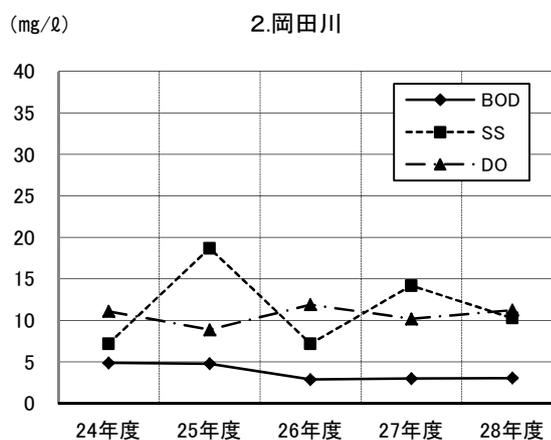
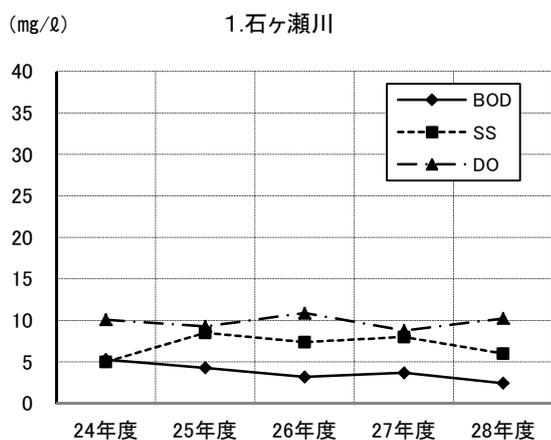
水質調査河川位置図（主な河川）

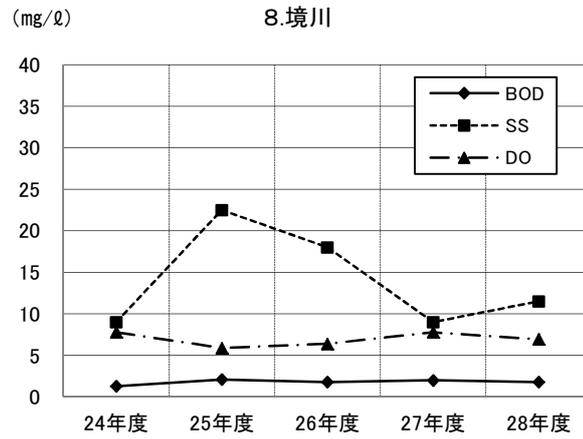
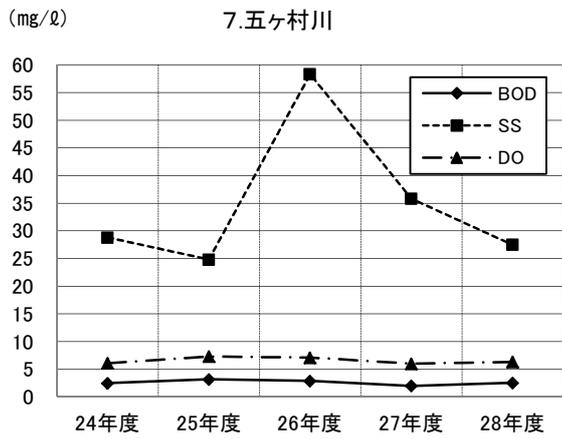
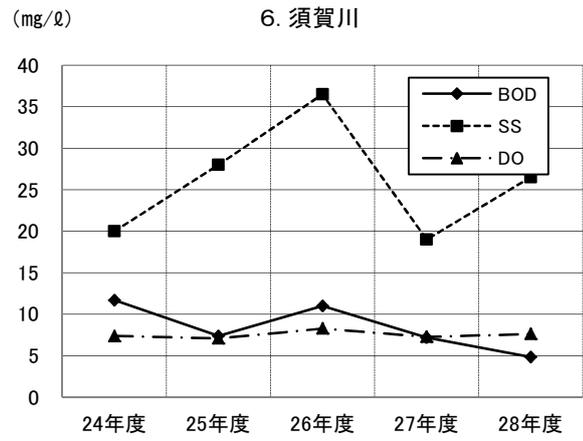
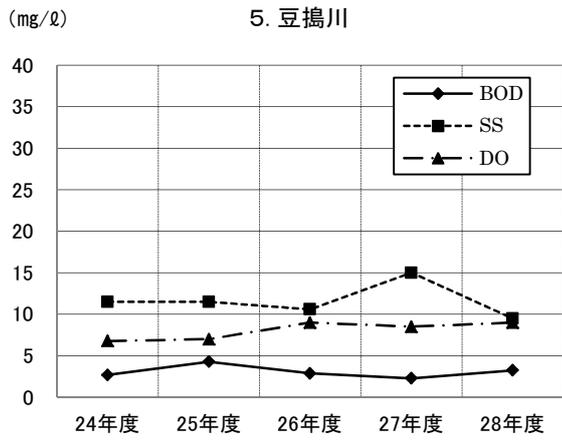
N



河川BOD・SS・DO経年変化（年間平均値）

項目・年度 河川名		B O D (mg/ℓ)					S S (mg/ℓ)					D O (mg/ℓ)				
		24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
1	石ヶ瀬川	5.3	4.3	3.2	3.7	2.5	5.0	8.5	7.4	8.0	6.0	10.1	9.3	10.9	8.8	10.2
2	岡田川	4.9	4.8	2.9	3.0	3.1	7.2	18.7	7.2	14.2	10.3	11.1	8.9	11.9	10.2	11.3
3	鎌池川	23.1	64.0	9.9	7.4	73.0	28.0	37.0	10.3	6.5	33.0	8.4	8.0	9.5	9.5	8.2
4	明徳寺川	2.3	7.6	4.4	3.0	4.0	10.9	19.9	19.1	13.9	20.6	9.6	8.3	9.3	8.4	8.3
5	豆搗川	2.7	4.3	2.9	2.3	3.3	11.5	11.5	10.6	15.0	9.5	6.8	7.0	9.0	8.5	9.0
6	須賀川	11.7	7.4	11.0	7.2	4.9	20.0	28.0	36.5	19.0	26.5	7.4	7.1	8.3	7.3	7.7
7	五ヶ村川	2.5	3.2	2.9	2.0	2.6	28.8	24.8	58.3	35.8	27.5	6.1	7.3	7.1	6.0	6.3
8	境川	1.3	2.1	2.1	2.0	1.8	9.0	22.5	18.0	9.0	11.5	7.8	5.9	6.4	7.8	7.0





(4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ 程度)にするには、浴槽(300ℓ)に何杯もの水が必要となります。

工場などの排水基準は、その規模によりBOD値 25~160 (日間平均値 20~120) mg/ℓ でそれに比べると食品の汚れは非常に大きいと言えます。また、これらの食品には、栄養塩類である窒素やりんが含まれており、三河湾などの閉鎖性水域(陸地に囲まれ、外海水との水交換がされにくい水域)においては、栄養塩類が滞留し、富栄養化による赤潮などの発生の原因となっています。

主な食品の汚れの程度

項目 食品名	これだけ 捨てたら	必要 な 水 の 量	汚れぐあい		
			B O D	窒 素	り ん
みそ汁	おわん1杯 (200ml)	浴槽4.1杯 (1,230ℓ)	31,000mg/ℓ	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯 (2,460ℓ)	41,000mg/ℓ	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	2,000ml	浴槽1.2杯 (360ℓ)	900mg/ℓ	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビール	コップ1杯 (200ml)	浴槽12杯 (3,600ℓ)	90,000mg/ℓ	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛乳	コップ1杯 (200ml)	浴槽16杯 (4,800ℓ)	120,000mg/ℓ	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

平成28年度の騒音・振動の苦情は8件あり、前年度より3件減少しました。主な苦情は、日常の生活騒音、事業所等の機械騒音です。

本町では、自動車騒音の測定を午前10時～11時と午後10時～11時に実施し、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

(2) 騒音

①騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正）（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域					
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下			

(注)時間区分:昼間…午前6時～午後10時 夜間…午後10時～翌日午前6時

②幹線交通を担う道路に近接する区域に係る規制値

自動車騒音に係る要請限度（平成13年3月2日総理府令15・平成23年11月30日環令32改正）（単位：dB）

昼間	夜間
75以下	70以下

自動車騒音調査結果（緒川字旭地内）

（単位：dB）

年度	時間	昼間	夜間
		(午前10時～11時)	(午前10時～11時)
平成26年度		67	65
平成27年度		68	66
平成28年度		68	66

※測定月 平成28年11月・12月

③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

地域の区分		時間の区分		
		昼間	朝夕	夜間
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	午前 8時～ 午後 7時	午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	午後 10時～ 翌日の 午前 6時
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く)の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム】

2 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、又は、準住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

音の大きさ	区分	音の大きさの目安	人体に対する影響
40		・図書館の中 ・静かな住宅地の昼	・睡眠が妨げられる ・病気の時寝てられない
50		・静かな事務所の中	・落ち着かない ・勉強ができない
60		・静かな乗用車 ・普通の会話	・食欲が減退する ・会話のじゃまになる
70		・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭	・血圧が上昇する
80		・地下鉄の車内	・気持ちをいらいらさせる ・疲労の原因となる
90		・騒々しい工場の中 ・カラオケ店内	・消化不良となる
100		・電車が通る時のガード下	・長時間さらされると難聴になる
120		・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況(平成29年3月31日現在)

騒音規制法

(単位:箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械		51	837
圧縮機等		69	893
土石用破碎機等		7	31
織機		211	15,632
建設用資材製造機械		4	4
木材加工機械		12	108
印刷機械		2	20
合成樹脂用射出成形機		14	111
鋳型造形機		2	13
計		372	17,649

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:箇所)

施設の種類	区分	騒音発生施設 設置工場等総数	騒音発生施設総数
金属加工機械		13	72
圧縮機等		77	466
土石用破碎機等		2	8
合成樹脂用射出成形機		1	9
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		17	38
送風機及び排風機		31	306
走行クレーン		4	22
真空ポンプ		2	8
計		147	929

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(単位:件)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	9
さく岩機を使用する作業	67
空気圧縮機を使用する作業	25
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	67
トラクターショベルを使用する作業	4
ブルドーザーを使用する作業	13
計	186

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:件)

作業の種類	届出件数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	10
コンクリートミキサー等を使用する作業	53
コンクリートカッターを使用する作業	61
ブルドーザー等を使用する作業	110
ロードローラー等を使用する作業	80
計	314

(3) 振 動

①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

- (注) 1 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(工業、工業専用地域のみ対象)の規制基準は上の表の値から5dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム】
 2 1種低住、1種中住、1種住居、2種低住、2種中住、2種住居又は準住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から5dBを減ずる。

②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	震度階級	振動の目安	人体に対する影響
～55	0(無感)	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
55～65	1(微震)	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
65～75	2(軽震)	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	眠っている人の中には目を覚ます人もいる
75～85	3(弱震)	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	眠っている人の大半が目覚ます
85～95	4(中震)	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	歩いている人の全てが揺れを感じ、行動に支障を感じる

③特定施設関係各種届出状況(平成29年3月31日現在)

振動規制法

(単位：箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械		52	570
圧縮機		60	525
破碎機等		9	34
織機		160	10,791
木材加工機械		1	2
印刷機械		3	17
合成樹脂用射出成形機		8	119
鋳造型機		3	15
計		296	12,073

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位：箇所)

施設の種類	区分	振動発生施設 設置工場等数	振動発生施設数
金属加工機械		4	47
圧縮機等		66	377
土石用破碎機		1	1
合成樹脂用射出成形機		1	10
ディーゼルエンジン		11	31
送風機等		36	402
計		119	868

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(単位：件)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	12
舗装版破碎機を使用する作業	2
ブレーカーを使用する作業	61
計	75

5 悪 臭

(1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭とを感じる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じる場合があります。

平成28年度の悪臭苦情は11件ありました。悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があり、臭いの発生源が個人によるものが多いため、近隣トラブルの原因や個人のモラルが問われるようになり、悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

(2) 規制基準

①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	12	15	18

②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となる臭いのついた空気や水を臭いが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数 = 「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10}(100) = 20$$

臭気指数は、20

※参 考

臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数12～15 = 気をつければ分かる臭気(希釈倍率1.6～3.2倍)

臭気指数18～21 = らくに感知できる臭気(希釈倍率6.3～12.6倍)

③悪臭関係工場等の届出状況(平成29年3月31日)

(単位：施設)

業 種	届出件数
畜産農業	
イ 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	3
ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	15
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	4
飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するもの)	2
鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	0
し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	1
ごみ処理場	3
計	28

6 地盤沈下

(1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

(2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道四二)	L	H27	13.10	12.25	12.50	12.70	12.50	12.60	11.45	13.10	11.70	12.10	12.25	12.10	12.36	1.65
		H28	12.20	12.10	12.40	12.50	12.50	12.40	12.80	13.00	12.05	11.80	12.20	12.20	12.34	1.20
	H 固定点標高 T.p.m5.41	H27	-7.69	-6.84	-7.09	-7.29	-7.09	-7.19	-6.04	-7.69	-6.29	-6.69	-6.84	-6.69	-6.95	1.65
		H28	-6.79	-6.69	-6.99	-7.09	-7.09	-6.99	-7.39	-7.59	-6.64	-6.39	-6.79	-6.79	-6.93	1.20

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

(3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番号	区分	住所	平成17年度	平成20年度	平成24年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7918	2.7810	2.7810
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3952	2.3953	2.3965
A-409	愛	緒川字平成81	4.4508	4.4515	4.4546
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9881	2.9879	2.9913
11140	国	生路字浜田1-2	1.1906	1.1734	1.1734
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8254	5.8125	5.8125

(注) 区分：国＝国土地理院、愛＝愛知県

水準点測量調査は、平成20年度から4年ごとに1回実施

7 公害防止協定

公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要から、昭和48年から町内企業と「公害防止協定」を締結し、48社と締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などを規制し、必要に応じて企業への立入調査や改善指導を実施することを申し合わせたものです。

公害防止協定締結企業

(平成29年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	知多舗材(株)	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字葎狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	積水フィルム(株) 名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXから社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	平林工業(株)	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55. 12. 25	
13	ダイト研磨工業(有)	藤江字前新田3-20	鋳造品の仕上	昭55. 12. 25	

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
14	長坂産業(株)	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	昭55. 12. 25	
15	(株)愛商	藤江字前新田3-15	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
16	豊明木工(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク(株) と愛知カリモク (株)と豊明木工(株) が合併し、社名 変更
17	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産廃 業により施設 を承継
18	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
19	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
20	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
21	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
22	碓井鉄工所	藤江字午新田1-35	自動車部品加工	昭63. 6. 29	
23	東部知多衛生組合	森岡字葎野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
24	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
25	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町3-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
26	大基建設(株)	石浜字飛山池上51-1	廃棄物処理業	平 9. 2. 3	
27	トエイ(株)リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
28	(株)げんき	緒川字北初谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	
29	(株)ジャパンディスプレイ	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	平22. 6. 22 (株)ティーエスクリエイト から施設承継
30	(株)名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金 型製造	平12. 1. 28	平25. 4. 1 (株)リーモバールデ ィスプレイトから 社名変更
31	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
32	(株)澤田工業所	緒川字宮戸77-1	自動車部品製造	平14. 4. 8	
33	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
34	(資)都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	
35	東浦三共(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	
36	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	平17. 3. 1 三共鋼業(株)か ら承継
37	イズミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	
38	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	平20. 4. 1 (株)豊田自動織 機エンジン事 業部石浜事業 所より設備承 継
39	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
40	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6. 17	
41	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	平17. 6. 11 東洋ラジエーター 名古屋製作所 より社名変更
42	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
43	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
44	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
45	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間30 - 17	廃棄物処理業	平22. 1. 28	
46	高木建設(株)	緒川字地獄谷9 - 3	廃棄物処理業・建設 業	平22. 3. 29	
47	(株)JA東海グリーン	緒川字葭池44-3	廃棄物処理業	平24. 1. 4	
48	(株)松尾製作所 東浦工場	緒川字北鶴根12-1	自動車部品製造	平27. 2. 27	

8 地球温暖化対策事業

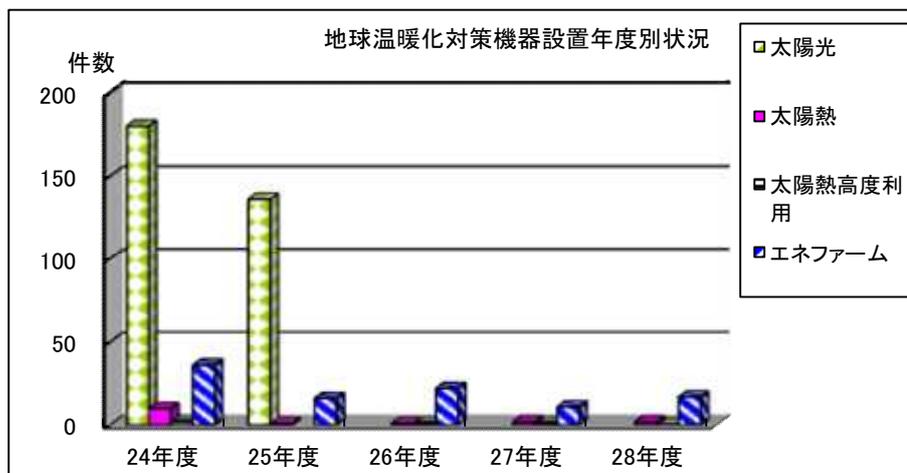
(1) 住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

地球温暖化防止対策の一環として、平成 19 年度から環境への負荷の少ない住宅用機器の導入を促進してきました。その中で、太陽光発電システムは、普及促進に一定の成果が見られたため平成 25 年度をもって補助を終了し、平成 28 年度は、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムの機器設置に補助金を交付して CO₂ 削減や省エネの推進活動を行っています。

年度別補助の状況

(単位:件)

種 別 \ 年 度	H24	H25	H26	H27	H28
太陽光発電システム	180	136	—	—	—
太陽熱利用システム	10	1	1	2	2
太陽熱高度利用システム	2	0	1	1	0
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	36	16	22	11	17



(2) 東浦町の住民一人当たりの二酸化炭素排出量

住民一人当たりの二酸化炭素排出量の把握を行っています。

(単位: t-CO₂)

	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 実績	2030 年度 目標値 (※1)
住民一人当たりの 二酸化炭素排出量	1.41	1.37	0.89

※1 目標値は、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議の日本の約束草案における家庭部門の温室効果ガス削減目標より算出。

※ 使用した統計データ: 経済センサス、エネルギー消費統計、交通関係統計資料、愛知県統計年鑑、東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略など

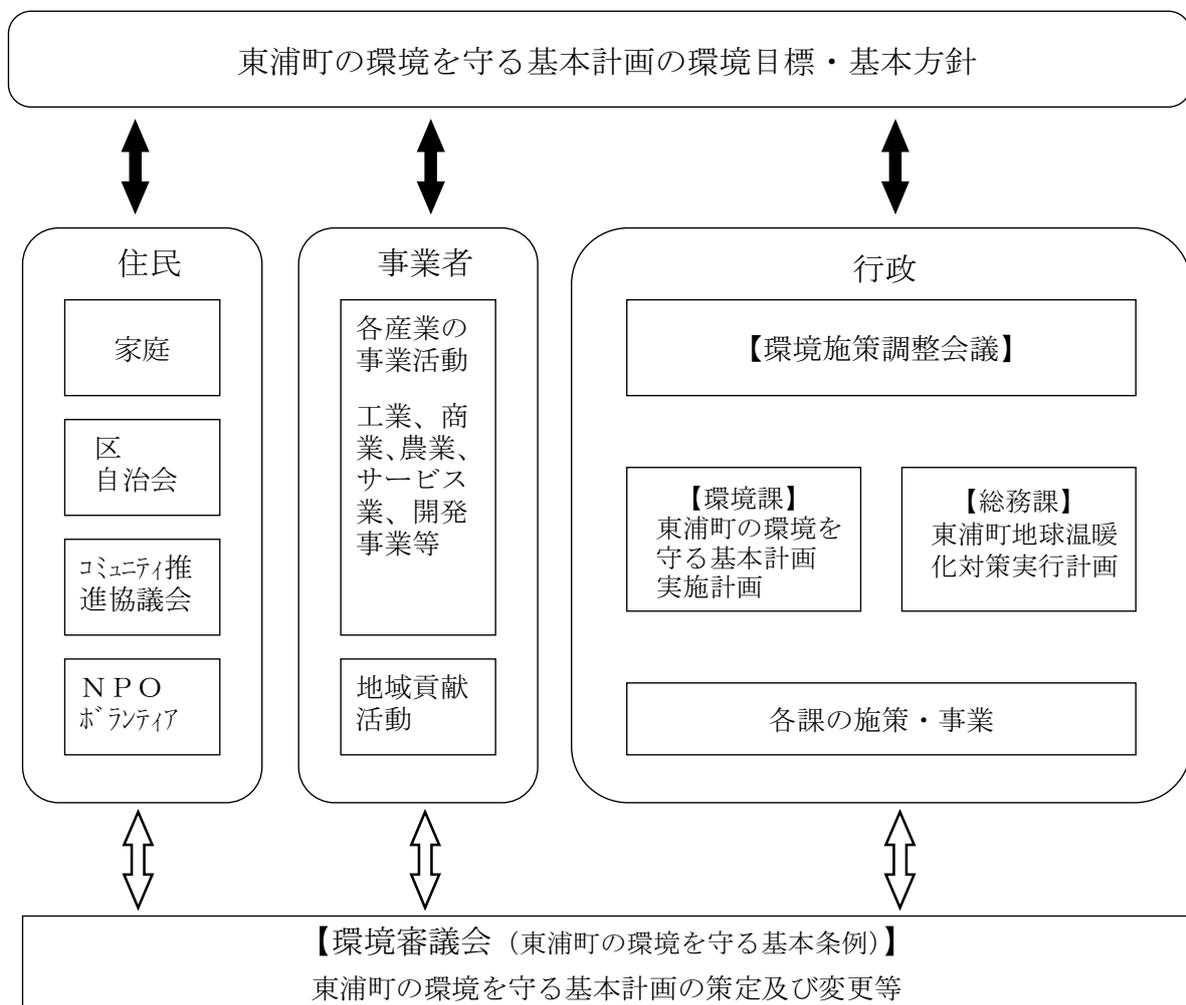
9 環境基本計画の推進

平成9年3月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦町の環境を守る基本計画」を平成12年3月に策定し、総合的に環境保全施策を推進するため各種の事業を展開してきました。

平成28年3月には、本町の住民意識や産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて見直しを行い、今後5年間における本町の環境行政、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を決めました。

計画に掲げる施策を着実に実効性のあるものとして推進するため、施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善をし、今後の施策展開を検討します。

■本計画の推進・進行管理の体系



環境基本計画実施計画(抜粋)

1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

1-1 多様な自然を守り育てる

★ 第5次総合計画の重要関連施策

1-1-1 今ある自然を大切にする

施策名	平成28年度実績
★里山の保全	里山保全を行うアダプト登録団体の支援、アダプト活動の推進。 東浦自然環境学習の森保全活動団体への支援を実施。
生物生息状況の調査	東浦の自然に親しむ観察会を6回開催(4/2,5/14,6/11,7/2,10/8,11/5) 広報、チラシ、ホームページで開催案内 ホームページに結果を公表(参加者延べ67名、確認できた種数117種)
外来種対策の推進	平成28年度外来種対策研修会に出席(10/26) ホームページに特定外来生物、セアカゴケグモ、オオキンケイギクのページを掲載及び更新(2/23)

1-1-2 農地を保全する

★農地の効率的利用の推進	52haの利用権等を設定
地産地消の促進	4つの町民農園75区画貸出し 本町の農作物を町ホームページ及び広報紙でPR。(3月、6月) 学校給食に、切り干し大根(41kg)、巨峰(145kg)、大根(612kg)を使用 8月、9月に保育園給食で巨峰(303kg)を使用
★就農者の確保及び農業従事者の育成	制度資金の相談 1件 経営体育成支援事業の紹介 3件

1-1-3 緑化を推進する

★公共施設への緑化の推進	樹木の剪定・管理(通年):文化センター(10月)、勤労福祉会館(3月)、 コミュニティセンター5地区(森岡・緒川・卯ノ里・石浜・生路)、藤江公民館 (10月~3月実施)、各小中学校(通年) 花壇の管理(随時):小中学校、コミュニティセンター5地区、保育園・児童館 植樹:学校給食センター(ハナミズキ) 緑のカーテンの実施:役場(ゴーヤ・アサガオ)、図書館(ゴーヤ)、保健センター
★民有地への緑化の促進	生垣設置補助、東浦町都市緑化推進事業補助の情報をHPに掲載。 みどりの募金を利用し町内の小中学校等へ緑化木の無料配布。 緑のカーテン等の緑化によるCO2削減の効果をホームページでPR
地域における花や緑の増加の促進	保育園等の町内施設へポット苗80個を無料配布。

1-2 自然のふれあう空間をつくる

1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

★自然環境学習の森の保全	保全活動を実施する住民や事業者等への支援を実施。 年間活動者数 938人
里山保全活動の促進	松くい虫防除事業の実施(1月) カシノナガキクイムシ防除事業の実施(1月) 新田地区住民と、今後の整備の方針について協議を実施。(10月)
★住民による自然観察・体験の推進	東浦の自然に親しむ観察会を6回開催(4/2,5/14,6/11,7/2,10/8,11/5) 広報、チラシ、ホームページで開催案内 ホームページに結果を公表、参加者延べ67名

1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

河川やため池を守る活動の促進	明徳寺川の自然を守る会の活動で、再会広場に水仙を1,000球植えた。(9月24日)
河川改修における親水性の向上	須賀川実施計画の継続 JR上流の予備設計業務(県事業)
河川やため池周辺の修景	大池始め24箇所のため池周辺の草刈を実施(年1回) 県営事業にて大池改修工事を実施 明徳寺川堤防於大のみ草刈、樹木の剪定4、6、8、10、1月 5回

1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

施策名	平成28年度実績
景観づくりの推進	東浦町景観計画の内容を踏まえた上で、重点的・先行的に景観まちづくりを推進する地区の行動計画を作成。
住民による住環境保全活動の促進	アダプトプログラム登録団体(36団体)にごみ袋、剪定のこぎり等121,424円の物品を支給。 住民団体・事業者が実施する清掃活動において、ごみ袋を提供した。 ボランティアグループ 1団体 100袋提供

1-3-2 歴史・文化資源を保存・活用する

文化財及び伝統行事の保存	補助金を交付(5団体) 藤江神社ハツ頭舞楽保存会、伊久智神社神楽保存会、東浦五ヶ村虫供養保存会、入海貝塚保存会、村木神社おまんまと祭り保存会
ボランティア等による文化財の紹介・活用	ガイドボランティア養成講座を実施(6/29～7/27 各水曜日 5回コース) 参加者 34名、ガイドボランティア 39名
うのはな館(郷土資料館)の管理・運営	春・秋の企画展を開催、講座を開催 4/16～5/22「東浦の社寺宝物展」 入館者2,850名 10/22～11/27「八巻古窯と中世常滑焼の名品展」 入館者2,797名 13講座教室開催 受講者286名

1-3-3 地域の美化を推進する

ごみのポイ捨て防止の啓発	ポイ捨て禁止看板の貸し出し 12枚 週5日の監視パトロールによるポイ捨ての抑止 地区コミュニティの花壇整備 森岡コミ: 4月～3月 緒川コミ: 4月～3月 卯ノ里コミ: 4月～3月 石浜コミ: 4月～3月 生路コミ: 11月6日 藤江コミ: 6月～11月
ごみゼロ運動や地域の清掃活動の促進	ごみゼロ運動美化活動を支援(広報掲載による実施の周知、環境課との調整) 5月29日に町内6地区で実施。(参加者 7,077人) ごみゼロ運動等美化活動を支援。 ごみ袋 大6,700枚、中18,200枚提供、集積ごみ処理(17車)
空き地・空き家等の管理に対する指導の推進	空き家所有者(管理者)へアンケート調査を実施。(アンケート送付数239件、回収数135件)、環境パトロールによる監視 空き地、空き家の適正管理を、広報紙及びホームページでPR 管理されない空き地・空き家所有者に、適正な管理を依頼 空き地 59件(うち対応済み37件)、空き家 21件(うち対応済み14件)

2 いのちと健康を大切に安全のまちづくり

2-1 公害のないまちをめざす

2-1-1 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止する

野焼き等による廃棄物焼却の抑制	行為者への指導を実施(24件) 広報紙及びホームページにて野焼きの違法性や環境への影響を周知 町内の監視パトロールを実施
★ 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	汚水管整備 11.7ha(整備率87.3%) 単独処理浄化槽又は、し尿汲み取りから合併処理浄化槽へ転換設置する町民に対し、設置費の一部を補助。(3件)
家庭からの生活排水による水質汚濁防止	8/2にイオンモール東浦において生活排水クリーンキャンペーンを実施し、生活排水による河川の水質汚濁防止を啓発。 啓発物品 500個配布 下水道施設の損傷防止対策等をホームページ等で啓発。
騒音状況の調査	主要地方道知立東浦線における自動車騒音測定を11月、12月に実施 結果を「東浦町の環境」に掲載 自動車騒音の要請限度を満たした。
悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	悪臭を発生させる事業所に対し、悪臭関係工場等届出書の提出を通知。(29の事業所より届出) パトロールを通じた警戒を実施。 エスカリウの購入補助、畜産農家6戸 計303,000円 光合成細菌の購入補助、畜産農家1戸 計9,000円

3 ものとエネルギーを大切に作る循環のまちづくり

3-1 廃棄物の減量と資源化に努める

3-1-1 ごみの発生を抑制する

施策名	平成28年度実績
ごみの減量・分別の啓発	ごみの分け方出し方ポスターを改定し、各世帯に配布。(3月) ごみの分別及び出し方を広報紙・ホームページ等で掲載しPRを実施。
マイバック持参や包装容器簡素化の推進	小売店と東浦町によるレジ袋削減に向けた取組に関する協定に基づき、レジ袋削減の実績をホームページで報告 削減枚数2,245,100枚 CO2削減量約135トン
生ごみのたい肥化促進	生ごみ処理機器購入費助成金7件を交付した。 アスパ、39,430袋の無料配布を行った。
せん定枝のチップ化促進	せん定枝の資源化(於大公園) 25m ² (2m ³) 剪定枝粉碎機を13件無料で貸出し、約560kgをチップ化した。 剪定枝粉碎機の貸出しについてHPでPRした。

3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

不用品再利用の促進	不用品として回収した三輪車、ベビーカー、自転車を産業まつり等で無償配布を実施した。 三輪車3台・ベビーカー9台・自転車11台
本のリユースの推進	リサイクルフェアを実施(2回/年) 6月譲渡数: 1576冊/1613冊(97.7%) 11月譲渡数: 2326冊/2359冊(98.6%)

3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する

産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入を実施。(6月、11月) パトロールによる常時監視。 産業廃棄物処理施設の警戒 32回
環境監視パトロールの強化	週5日監視パトロールを実施し、不法投棄の抑止作業を実施 不法投棄件数 952件

3-2 地球温暖化対策を推進する

3-2-1 省エネルギーを進める

★ 高効率エネルギーシステムの設置促進	家庭用燃料電池システムの設置補助を実施し、普及を推進。 町ホームページ及び広報紙でPR、補助件数 17件
公共交通機関の利用促進	バスの正常運行、バスロケーションシステムの導入 東浦町地域公共交通網形成計画を策定 バスの乗り方教室を開催(3/3東ヶ丘幼稚園、3/6緒川保育園及び藤江保育園) バスギャラリーを実施(10月ハロウィンバス、11月産業まつりへ出展、12月クリスマスバス) パーク&ライドの実施(イオンモール東浦) 昨年度の実績を踏まえ、場所及び費用等のメリットを再検討した。
徒歩や自転車の促進	公用自転車取扱基準の改正(11月) 自転車の回収(5・9月)し、リユース自転車として16台を産業まつりで無料配布 駐輪場への放置自転車122台、原動機付き自転車4台を回収し、売却。(9月、2月) 新田福住線の歩道整備、L=252m(全線完了)

3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

★ 住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	太陽熱利用システム及び太陽熱高度利用システムの設置補助及び普及をホームページ及び広報紙等で(4月) 自然エネルギーの普及をホームページでPR 太陽熱利用システム 2件、太陽熱高度利用システム 0件
---------------------	--

4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

4-1 環境学習の充実を図る

4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

施策名	平成28年度実績
★環境関連講座の充実	ごみの分け方・出し方及び3R推進に関する出前講座を実施。(小学校4年生70名) 環境基本計画についての生涯学習講座を開催。(参加者20名) 身近な河川や水辺において、生物採集やパックテストにてその環境を調べる出前講座を新たに追加。 7月22日エコクッキング教室を開催。参加者数12組
★環境学習の充実	環境学習施設として静岡県富士市丸富製紙(株)のリサイクル工場視察(10月石浜西)三重県鈴鹿市鈴鹿オートリサイクルセンター(株)視察(11月石浜) 地区コミュニティが参加する、明德寺川の自然を守る会に対し、水質調査用のパックテストを活動資材として支援した。 小中学生や地域住民が実施する自然環境学習を支援した。(190名)
★住民による自然観察機会の拡大	高根の森でウォーキング大会を実施するため、新田地区住民と打ち合わせ。(10月予定 雨天により中止) 東浦の自然に親しむ観察会を6回開催(4/2,5/14,6/11,7/2,10/8,11/5) 広報、チラシ、ホームページで開催案内 ホームページに結果を公表、参加者延べ67名

4-1-2 学校における環境教育を推進する

★学校における環境教育の充実	全校で緑のカーテンを実施。(ゴーヤ、アサガオ等) ごみの分け方・出し方を教室、小学生向けストップ温暖化教室を実施 緒川小学校、生路小学校、石浜西小学校(参加人数221名)
学校と地域の協働による環境活動の推進	東中ボランティア清掃活動(5/29)、北中トライアングルクリーン隊の清掃(10/29)を実施 ごみゼロ運動を5/29に町内6地区で実施、参加者7,077名 住民団体が実施している自然観察会のチラシの配布や広報掲載を行った。

4-1-3 環境に関する情報を共有化する

環境に関する多様な情報の発信	チラシやパンフレットの配布 環境に関する情報を、広報に48回、ホームページに69回掲載した。 6月に環境関連の本を展示した。
----------------	--

4-2 住民・事業者の取組を促す

4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

アダプトプログラムの推進	アダプトプログラム登録団体(37団体)にごみ袋、剪定のこぎり等121,424円の物品を支給した。
住民主体の環境保全活動に対する支援	明德寺川の自然を守る会等に対し、水質調査用パックテストの提供(120セット)と透視度計・水温計の貸出し 水質調査の実施・報告(月2回)、水質調査結果の掲示

4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

環境リーダーの養成と活動機会の創出	東浦の里山にメダカを復活させようを開催(7/24、7/31) 参加者9名
こどもエコクラブの推進	各児童環へ継続登録を依頼 ホームページでこどもエコクラブへの参加をPRした。

4-3 町が環境保全行動をけん引する

4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

日常業務における環境マネジメントの推進	ノーマイカー等、地球温暖化対策実行計画を実施した。 CO2排出量H23年度比 90%
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	LED化 町長室、副町長室、応接室、防犯灯134灯、公園のランプ(1件)、町体育館アリーナ非常照明灯器具、町体育館玄関ホール照明器具及び自転車置場横外灯 省エネルギー型空調機の設置 藤江、生路、片葩、石浜西、卯ノ里小学校及び北部中学校の音楽室、緒川新田保育園乳児室2室2基、石浜児童館児童クラブ室等7室8基

Ⅲ 廃棄物

1 ごみ

(1) 東浦町のごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は事業者の責任で処理することとなっています。東浦町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和54年からごみの分別・減量化を積極的に進めてきました。

年 月	取 組 内 容
昭和54年 6月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月1回:8月から全町実施
昭和56年 4月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成 3年 4月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月2回
平成 5年10月	アスパ無料配布開始(19年度12箇所配布)
平成 8年10月	町指定ごみ袋本格導入
平成 8年12月	分別収集品目追加(プラ類のペット):地区月4回(金属・びん・プラ類と紙布類を交互)回収
平成 9年 4月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成 9年10月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成12年 3月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製(大・中・小)
平成12年 5月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始
平成12年12月	びん色指定(無色・茶色・その他色)、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成13年 4月	家電リサイクル法により4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン)を明示
平成13年 6月	粗大ごみの有料(戸別)収集開始
平成15年10月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル収集開始
平成16年10月	二輪車(オートバイ、原付自転車)のメーカーによるリサイクル収集開始
平成17年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正:資源ごみの所有権を町に帰属
平成21年 4月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成21年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正:粗大ごみの品目を大きさに変更(縦・横又は高さのいずれか一辺が60cm以上2m未満)
平成21年 4月	ごみの減量、石油資源の節約、CO ₂ 削減のため、レジ袋有料化開始

年 月	取 組 内 容
平成21年 5月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（6地区）
平成21年 9月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（4地区）
平成21年10月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（13箇所）
平成22年 6月	役場敷地内で資源ごみ（びんを除く）常設ステーションを開設
平成23年 1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの3種類を危険物として別回収開始
平成24年 5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成25年 4月	衣類・ボロきれで2種類に分別していたものを、布類で統一 生きびんに緑色の一升びんを追加
平成27年 2月	小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)と使用済小型電子機器等回収事業における連携・協力に関する協定を締結
平成27年 4月	白色トレイの回収方法変更（プラスチック製容器包装として回収）
平成28年 4月	カセットボンベ・スプレー缶の回収方法変更 （中身を使い切り、穴をあけずに危険物として専用のコンテナで回収）

(2) ごみの分け方・出し方

東浦町では、家庭から出るごみを、資源ごみ、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみに大別し、収集及び回収をしています。

資源ごみは、限りある資源の有効利用、最終処分場の延命化、環境保全等のため、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）などの方法で利用可能となるものを回収しています。

① 資源ごみ

品目	種類	例示	出し方	留意事項
紙類	新聞紙	新聞紙	・紐で十字に縛る。 ・広告を混ぜない。	・油の染みた紙、内側が銀色の紙パック、ファックス紙、感熱紙などは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。
	雑誌・広告	週刊誌、月刊誌、教科書、ノート、事務用紙、広告	・紐で十字に縛る。	
	段ボール	みかんの空箱などの段のついた紙	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	ボール紙	石鹸箱、厚紙、ティッシューパーの箱など	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	紙パック	牛乳パック、内側がアルミコーティングされていない紙パックなど	・すすいで、開いて紐で縛る。	
布類	布類	ズボン、スカート、夏用衣類、ハンカチ、タオル、タオルケット、はぎれなど	・町指定袋か、中が見える袋に入れる。	・じゅうたん、レースのカーテンは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。 ・水ぬれ厳禁。
金属類	アルミ	飲料用のアルミ缶、テフロン加工のフライパンなど	・すすいでから出す。	・電化製品、自転車は再生できない。
	スチール	飲料用・食料品のスチール缶		
びん類	生きびん	緑色・茶色の一升びん、ビールびん	・キャップを取り、すすいでから出す。	・ガラス、ガラス、耐熱ガラスは再生できないので、「もえないごみ」へ出す。
	雑びん	生きびん以外のびん		
陶磁器	陶磁器	茶碗、湯飲み、カップ、植木鉢、花瓶、陶器製びんなど	・公共施設等に設置されている専用回収ボックスに出す。	・衛生陶器（便器） タイル、瓦は再生できない。
プラスチック類	ペットボトル	酒類・しょうゆ・飲料用で識別マーク1のついたペットボトル	・キャップ・ラベルを取り、すすいで、つぶしてから出す。	・塩化ビニールのボトルは再生できない。
	プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、卵パック、カップめん容器、色柄トレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロール、白色トレイなど	・汚れをとり、町の指定袋か中に見えるレジ袋等に入れて出す。 ・金属はとる。	・汚れているもの、容器包装以外は「もえるごみ」へ出す。

品目	種類	例示	出し方	留意事項
廃乾電池	乾電池	使用済みの乾電池 (ボタン電池含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などに設置されている黄色の回収ボックスへ、そのまま入れる。 ・紙類は入れない。 	—
小型家電	パソコン、小型家電製品(60cm未満で、家電4品目以外のもの)	パソコン、ビデオデッキ、CDラジカセ、扇風機、ファンヒーター、ストーブなど	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法認定事業者へ回収を依頼することもできる。 ・パソコンは、製造メーカーによる自主回収も利用できる。(問合せ：一般社団法人パソコン3R推進協会)

② もえるごみ

品目	例示	出し方	留意事項
生ごみ	魚のアラ、果実の皮、貝殻、野菜くずなど	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋に入れて出す ・紙おむつは汚物を取り除く。 ・生ごみは水をきる。 ・食用油は薬品で固めるか、紙・布にしみこませる。 ・枝は長さ1メートル以内にし、直径30cm以内に縛る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋以外で出さない。 ・前日に出さない。 ・袋の口はしっかり縛る。
木くず	木片、枝、草など		
紙くず	ちり紙、紙おむつ、紙コップなど		
プラスチック	プラスチック製容器包装でないもの CD、ビデオテープ、MD 歯ブラシ、ボールペン ポリバケツ、プラスチックのおもちゃ 汚れがひどいプラスチック製容器包装		
その他	灰、かばん、靴、保冷剤、乾燥剤など		
ふとん	ふとん、じゅうたん、毛布	<ul style="list-style-type: none"> ・たたんで、60cm四方で十字に縛る。 	

③ もえないごみ

品目	例示	出し方	留意事項
ガラス	ガラス、蛍光灯、電球など	<ul style="list-style-type: none"> ・指定のコンテナに入れる。60cm未満のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出せる場所は資源ごみステーション。 ・石油ストーブ等は灯油を抜く。 ・刃物は刃の部分をテープなどで保護する。 ・乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く。 ・小型家電製品は、年1回、各地区コミュニティセンター、集会所での回収時に出すこともできる。
金属類	傘、包丁、鍋焼きうどんのアルミなど		
小型家電製品(60cm未満で、家電4品目とパソコン以外のもの)	ビデオデッキ、CDラジカセ、扇風機 ファンヒーター、ストーブなど		
その他	多量の乾燥剤		

④ 危険物

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
危険物	スプレー缶、 カセットボンベ、 ライター	・「金属・びん・ペットボトル・もえない ごみ」回収日に専用コンテナで回収。 中身を使いきって、スプレー缶、カセット ボンベは穴を開けずに出す。	穴が開いていても 回収する。

⑤ 粗大ごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
一辺の長さ が60cm以上、 2m未満の もの	家具類 照明器具 ガス製品 遊具・楽器 敷物 建具など	※有料で出し方は2種類 ① 東部知多クリーンセンターへ 直接搬入 ・10kg まで100円、10kgを超えるごとに 100円 (☎46-8855) ② 戸別有料収集 ・粗大ごみ受付センターへ電話予約 (☎0120-530-276) ・1個2,000円 1回5個まで ・事前に粗大ごみ処理券の購入が必要 ・平成27年10月1日の収集手数料から、 価格改定。 (旧) 1,000円 → (新) 2,000円 ※旧価格の粗大ごみ処理券は、2枚を1セ ットとして粗大ごみに貼ることで、引き続 き利用可能。	・家電4品目とパソ コンは収集してい ません。 ・戸別有料収集は作 業員2名で収集運 搬できるもの。

⑥ 自転車等

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
自転車 三輪車 ベビーカー	自転車、三輪車、 ベビーカー	・年1回、各地区コミュニティセンター、 集会所に出す。	回収時間は、午前9 時から12時まで。

⑦ 町で収集しないごみ

品目	例示	出し方
家電リサイクル品目	テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン（室外機含む）	①買い替えの場合、購入店が分かる場合は購入店へリサイクル料金等を支払って依頼。 ②購入店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、町許可業者へ処理依頼（運搬料金は別途必要） 【町許可業者】 郵便局でリサイクル料金を支払った後、依頼する。（運搬料金は別途必要） トーエイ(株) ☎83-3880 (株)西山商店 ☎052-692-2393 【リサイクル料金】 ・テレビ (1,836円～) ・エアコン (972円～) ・冷蔵庫・冷凍庫 (5,146円～) ・洗濯機 (2,484円～) ・衣類乾燥機 (2,484円～) ※大きさと製造メーカーによって料金が異なる。
事業系ごみ	事業所、商店、飲食店、病院、工場などから出たごみ	・事業者自身で処理するか、廃棄物処理業者に依頼する。 ・一般廃棄物（紙くずなどのもえるごみ）は、東部知多クリーンセンターへ搬入が可能。
品目	例示	出し方
一時多量ごみ	家庭で、引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ（家財など5点以上ある場合）	・直接、東部知多クリーンセンターへ搬入（有料）するか、町の許可業者へ依頼する。
処理できないごみ	プロパンガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、塗料、薬品など	・東部知多クリーンセンターで処理できないため、販売店などに相談する。

⑧ その他
ごみ出し支援事業

(1) 事業内容

もえるごみを自力でごみステーションまで搬送することが困難な世帯に対し、玄関先などの事前に取り決めした場所に出されたもえるごみを所定のごみステーションまで搬送する支援を行う。

(2) 事業開始

平成27年7月1日～

(3) 平成28年度実績 平成29年3月31日現在（平成28年4月～平成29年3月）

対象世帯数	35世帯
支援回数	1,326回

(3) ごみの収集日

もえるごみは週2回、もえないごみは月2回収集し、資源ごみは種類により月2回ずつ収集しており、各地区の収集日は下記のとおりです。

① ごみの収集日及び回収日

種 別	もえるごみ	もえないごみ	資 源 ご み				廃乾電池	粗大ごみ(有料)
			金属・びん・ペットボトル	紙・布	プラスチック製容器包装	陶磁器		
地 区	収集日(毎週)	収集日(毎月)	収集日(毎月)	収集日(毎月)	収集日(毎月)	回収日	回収日	収集日(毎月)
森 岡	月・木	1・3 火	1・3 火	2・4 火	1・3 金	2・4水	月末	1・3 水
森岡台	月・木	2・4 火	2・4 火	1・3 火	1・3 金	2・4水	月末	1・3 水
緒 川	月・木	1・3 水	1・3 水	2・4 水	2・4 金	2・4水	月末	1・3 水
新 田	月・木	2・4 金	2・4 金	1・3 金	1・3 水	2・4水	月末	1・3 水
東ヶ丘	月・木	1・3 金	1・3 金	2・4 金	1・3 水	2・4水	月末	1・3 水
石浜東	火・金	2・4 月	2・4 月	1・3 月	2・4 木	2・4水	月末	2・4 水
石浜中	火・金	2・4 水	2・4 水	1・3 水	1・3 木	2・4水	月末	2・4 水
石浜西	火・金	1・3 月	1・3 月	2・4 月	2・4 木	2・4水	月末	2・4 水
生 路	火・金	2・4 木	2・4 木	1・3 木	2・4 水	2・4水	月末	2・4 水
藤 江	火・金	1・3 木	1・3 木	2・4 木	2・4 水	2・4水	月末	2・4 水

② ごみの出せる時間

種 類	時 間
もえるごみ	収集日の朝から午前8時まで
もえないごみ	収集日前日のコンテナが出たときから収集日の午前8時まで
資源ごみ	・金属・びん・ペットボトルは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで ・紙類・布類は、回収日の朝から回収日の午前8時まで ・陶磁器は、毎日(常時回収コンテナは設置してあるが、夜間は出さないようにする。)
廃乾電池	毎日(施設内は、開館等時間内)
粗大ごみ	・午前8時までに、処理券を貼り付けた状態で玄関先などに出す。 ・東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む。
自転車・三輪車 ベビーカー、小 型家電製品	自転車・三輪車・ベビーカー、パソコン及び小型家電製品は、年1回 各地区コミュニティセンター、集会所で午前9時から12時まで回収

(4) 資源ごみ地区別回収日・場所

平成29年3月31日現在

地区名	回収日	場	所	(地名前のNo.は地図番号)	
森岡	(毎月) 1・3火曜日 金属・びん・ペット	(1)	1:大阪屋西	(14) 24:中町20-2	
	2・4火曜日 紙・布	(2)	2:フードセンターカネ平東	(15) 26:村木神社道路北	
	1・3金曜日 プラ製容器包装	(3)	5:南古新田踏切東	(16) 27:極楽寺南	
		(4)	6:八剣神社北	(17) 28:杉之池東南	
		(5)	7:水野石油店東	(18) 29:森岡保育園西	
		(6)	8:開眼寺	(19) 30:森岡前田公園北	
		(7)	10:一色畑南	(20) 32:サンハウス尾張森岡Ⅱ東*	
		(8)	11:5番組新池下北	(21) 33:サンハウス尾張森岡Ⅱ西*	
		(9)	13:八百正駐車場東	(22) 34:臨江寺ふれあい広場北	
		(10)	16:中町6-22先	(23) 35:森岡取手	
		(11)	19:海印寺東	(24) 45:グローバルコート森岡*	
		(12)	20:村木苑東	(25) 47:新池公園南	
		(13)	21:中町26-3	(26) 54:山之神	
森岡台	(毎月) 1・3火曜日 紙・布	(1)	3:祖母懐北公園	(10) 37:オーガニックエコ(株)西	
	2・4火曜日 金属・びん・ペット	(2)	5:上割木25-20東	(11) 39:上源吾12番組	
	1・3金曜日 プラ製容器包装	(3)	6:下今池公園	(12) 40:上申間1-120	
		(4)	8:森岡自然公園北	(13) 42:森の里沈砂池南	
		(5)	10:濁池北公園	(14) 43:下源吾(大府市境)	
		(6)	12:大池南公園東	(15) 48:森岡自然公園南	
		(7)	14:森岡台集会所北	(16) 52:グレイシャスエクスプレスマルゼン*	
		(8)	34:ニツ池南	(17) 53:愛三工業(株)寮*	
		(9)	35:石ヶ瀬古戦場西		
緒川	(毎月) 1・3水曜日 金属・びん・ペット	(1)	1:天白池ふれあい広場北	(23) 25:西高岨ふれあい広場	
	2・4水曜日 紙・布	(2)	2:天白64東	(24) 26:上鰻池東	
	2・4金曜日 プラ製容器包装	(3)	②:水野機械北(宝前庵)	(25) 27:実盛山ふれあい広場前	
		(4)	4:入海神社北	(26) 28:キャッスルハイツ東浦*	
		(5)	5:上家左川51-3東	(27) 29:ルミエール*	
		(6)	6:水野石油北	(28) ②:相生の松	
		(7)	7:五ヶ村川東(古流作)	(29) 30:キャッスルハイツ東浦Ⅱ*	
		(8)	8:ホームセンターコーナン北	(30) 31:キャッスルハイツ東浦Ⅳ*	
		(9)	9:北新田36-2先	(31) 32:サンサン都西	
		(10)	10:緒川コミュニティセンター(旧公民館)東	(32) 33:相生の丘南公園	
		(11)	11:緒川小学校北	(33) 34:相生の丘(北公園)	
		(12)	14:緒川保育園北	(34) 35:レオパレス	
		(13)	15:札木公園北	(35) 37:濁池西第1号緑地南	
		(14)	16:ひだか動物病院駐車場東	(36) 38:濁池西第1号公園東	
		(15)	17:JR緒川駅南	(37) 39:緒川駅東区画整理地内	
		(16)	18:佐藤内科クリニック南	(38) 41:辰新町北	
		(17)	19:サンプラ東浦西*	(39) 42:辰新町南	
		(18)	20:笠松石油西(平成)	(40) 44:中央図書館南	
		(19)	21:役場南東	(41) 45:緒川字旭7-1, 7-2, 7-3*	
		(20)	22:給食センター北	(42) 54:グランコートKM*	
		(21)	23:藤和シテイコープ北	(43) 屋敷参区28-2*	
		(22)	24:山の手大橋西		
	緒川新田	(毎月) 1・3金曜日 紙・布類	(1)	1:新田米穀店南	(12) 20:丸山27-1
		2・4金曜日 金属・びん・ペット	(2)	①:上米田11-28北	(13) 22:八巻67-1
1・3水曜日 プラ製容器包装		(3)	2:西釜池8-19西	(14) 23:カンナ西	
		(4)	②:葵ノ荘団地集会所北	(15) 25:西本坪公園場北	
		(5)	3:中釜池44-4先	(16) 26:西本坪28-14	
		(6)	10:メゾンすくも南	(17) 28:中本坪14-91西	
		(7)	13:卵の花公園北	(18) 29:岩月鍼灸院南	
		(8)	14:JA新田支店南	(19) 30:上ノ池西	
		(9)	15:肥後原37-1南	(20) 32:とち池ふれあい広場北	
		(10)	16:新田保育園北	(21) 37:本坪池南東	

地区名	回収日	場 所 (地名前のNo.は地図番号)	
緒川新田		(11) 17: 巽ヶ丘ハイツ北	(22) 38: アルカディア* (23) 39: スマイル*
東ヶ丘	(毎月) 1・3 金曜日 金属・びん・ペット 紙・布 2・4 金曜日 紙・布 1・3 水曜日 プラ製容器包装	(1) 1: 東ヶ丘集会所 (2) 3: 東仙台みどり緑地北西 (3) 5: 東仙台32-8 東 (4) 6: 東仙台34-14 東 (5) 8: 東仙台46-10 (6) 9: 東仙台42-11 (7) 10: 高根南公園東 (8) 13: 東仙台18-12 (9) 14: 東仙台13-11 (10) 17: 丸池台80-6 (11) 19: 丸池台80-4 (12) 20: 丸池台78-2	(13) 23: 丸池台13-17 (14) 25: 丸池台7-17 (15) 27: 高根児童公園 (16) 28: 丸池台16-15 (17) 30: 上高根台32-17 (18) 32: 上高根台28-17 (19) 35: 上高根台22-15 (20) 37: 上高根台16-15 (21) 41: 上高根台85 (22) 44: 上高根台8-15 (23) 46: 上高根台1-9 (24) 47: 上高根台35-2
石浜東	(毎月) 1・3 月曜日 紙・布 2・4 月曜日 金属・びん・ペット 2・4 木曜日 プラ製容器包装	(1) 1: 石浜コミュニティセンター (旧公民館) (2) 2: 石浜区民館 (3) 3: 芦間29-1 西 (4) 4: 東中飛翔館東 (5) 5: 石浜保育園北 (6) 6: 廻間64 南 (7) 8: 平林公園 (8) 9: 鈴木建築西 (9) 10: 玉洞院南東 (10) 11: 子供墓所前 (11) 12: 西平地東 (12) 13: 片山南ふれあい広場 (13) 14: 川尻18-11 西 (14) 15: スカイハイム西 (15) 16: 明光寺北 (16) 17: カネ市ゴム工業北 (17) 18: シルバー人材センター西 (18) 19: 火の見やぐら (19) 22: グリーンハイツ杉 (20) 23: 成田商店南 (21) 24: いろは製菓西 (22) 25: 町営グラウンド西 (23) 26: 第2リビエール石浜 (24) 28: 芦間8-1 南 (25) 31: 西平地1-77 北 (26) 35: 御保田11-11* (27) 39: リビエール石浜* (28) 41: 玉洞院西 (29) 42: 三本松公園 (30) 43: 午池西	(31) 44: 竹商東 (32) 49: 午池分譲入口 (33) 50: 桜見台4-9 (34) 51: 桜見台11-6 (35) 53: 桜見台21-22 (36) 55: 桜見台21-11 (37) 57: 桜見台26-15 (38) 62: フィオーレ西 (39) 63: 中央70 (かみね南公園南) (40) 64: アットイーズB棟北 (41) 65: ミリオンベルI 東 (42) 67: グランドール東 (43) 68: 中央10-10 先 (44) 69: 消防石浜分団詰所東 (45) 70: 中子新田区画整理地内 (46) 71: JR石浜駅南 (47) 72: 黒鳥58-3 (48) 73: 黒鳥26-59 (49) 74: 黒鳥26-74 (50) 75: エクセルグランデ東浦* (51) 76: 川尻5南* (52) 77: JR石浜駅自転車駐車場横 (53) 78: 緑が丘地内 (54) 81: キャッスルハイツ* (55) 82: マーサ21* (56) 83: (株)豊田自動織機石浜寮* (57) 84: プリオール東浦* (58) 87: セントリリー* (59) 88: スターターマンション東浦* (60)
石浜中	(毎月) 1・3 水曜日 紙・布 2・4 水曜日 金属・びん・ペット 1・3 木曜日 プラ製容器包装	(1) 1: 吹付2-158 西 (2) 2: 吹付東公園南西 (3) 3: 吹付東公園北 (4) 4: 吹付2-99 西 (5) 5: 吹付2-54 西 (6) 6: 田之助6-49 東 (7) 7: 田之助6-13 東 (8) 8: 菰蓋1-86 西 (9) 9: 吹付2-33 西	(10) 10: 菰蓋1-134 南 (11) 11: 白山1-19 南 (12) 12: 桜見台8-1 (13) 13: 桜見台6-4 (14) 14: 藤塚公園東 (15) 16: 菰蓋1-149 東 (16) 17: 藤塚1-63 西 (17) 18: 菰蓋1-116 西

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
石浜西	(毎月)	(1)	1: 3 街区 4 棟東	(19) 35: 県営東浦住宅 4 棟南
	1・3 月曜日	(2)	2: 3 街区 9 棟西	(20) 36: 県営東浦住宅 5 棟南
	金属・びん・ペット	(3)	3: 3 街区 8 棟東	(21) 37: 県営東浦住宅 9 棟
	-----	(4)	4: 3 街区 7 棟北	(22) 38: 県営東浦住宅 10 棟
	2・4 月曜日	(5)	5: 3 街区 6 棟西	(23) 39: 県営東浦住宅 11 棟
	紙・布	(6)	6: 3 街区 5 棟東	(24) 40: 県営東浦住宅 17 棟
	-----	(7)	7: 3 街区 4 棟西	(25) 41: 南ヶ丘北公園
	2・4 木曜日	(8)	8: 3 街区 3 棟北	(26) 42: 南ヶ丘中公園西
	プラ製容器包装	(9)	9: 3 街区 2 棟北	(27) 43: 南ヶ丘南公園東
		(10)	14: 2 街区 13 棟北①	(28) 44: 南ヶ丘 2 6 - 6 4
		(11)	15: 2 街区 13 棟北②	(29) 45: 南ヶ丘 2 6 - 6 7
		(12)	26: 県営東浦住宅 1 棟西	(30) 46: 南ヶ丘 2 6 - 7 1
		(13)	27: 県営東浦住宅 8 棟東	(31) 47: 南ヶ丘 2 6 - 6 3
		(14)	28: 県営東浦住宅 8 棟東	(32) 48: 南ヶ丘 2 6 - 7 0
		(15)	29: 県営東浦住宅 6 棟東	(33) 49: 南ヶ丘南公園北
		(16)	30: 県営東浦住宅 2 棟北	(34) 50: 南ヶ丘 2 6 - 6 9
		(17)	31: 県営東浦住宅 2 棟北	(35) 51: 南ヶ丘 2 6 - 6 8
		(18)	34: 3 街区 1 棟北	(36) 52: 南ヶ丘中公園南
生 路	(毎月)	(1)	1: 泉ヶ池西	(17) 26: ジャス東浦西*
	1・3 木曜日	(2)	2: 泉ヶ池東	(18) 27: ピボットマンション
	紙・布	(3)	3: 浜田公園	(19) 29: 大踏切の地蔵前
	-----	(4)	4: レインボー東浦石浜*	(20) 31: 厄松池東
	2・4 木曜日	(5)	5: レインボー東浦*	(21) 34: 花井製作所第 6 駐車場東
	金属・びん・ペット	(6)	7: 丸浜サイジング	(22) 35: 東浦高校東
	-----	(7)	8: サンプラ生路*	(23) 37 西午新田ふれあい広場北
	2・4 水曜日	(8)	9: 東午新田 3 先	(24) 38: キャッスルハイツ東浦Ⅲ
	プラ製容器包装	(9)	11: 山口建築東	(25) 39: 門田 2 7 - 2 6
		(10)	13: 坂下 1 8 南	(26) 42: コペアヤマソウ*
		(11)	15: 北若衆稽古部屋	(27) 46: 前田 3 5 - 7 9 (生路前田南公園)
		(12)	16: 生路小学校北東	(28) 47: 前田 3 5 - 2 2
		(13)	17: 生路コミュニティセンター (旧公民館)	(29) 53: フェリーチェひがしうら*
		(14)	19: 門田公園	(30) 54: 門田 87
		(15)	20: 長坂組東	(31) 55: 生路字生片山 1 2 付近*
		(16)	23: 前田 1 1 3 - 1 先	(32)
		(17)	25: ジャス東浦東*	(33)
藤 江	(毎月)	(1)	1: 厄松池南	(18) 33: 西之宮 3 3 - 1 7 東
	1・3 木曜日	(2)	4: 三丁 1 - 2 東	(19) 34: 鈴木組資材置場東
	金属・びん・ペット	(3)	5: ふじが丘 2 4 - 8	(20) 38: シャトー雅前
	-----	(4)	7: ふじが丘 3 1 - 1 1	(21) 43: 前田クリニック南
	2・4 木曜日	(5)	9: ふじが丘 3 6 - 1 5	(22) 44: 町営藤江住宅西
	紙・布	(6)	10: 西河屋東	(23) 45: 新福工業南
	-----	(7)	13: ふじが丘 1 1 - 2 3	(24) 47: 荒子 8 7 - 1 西
	2・4 水曜日	(8)	15: ふじが丘 6 - 2 6	(25) 49: 荒子 8 - 1 9 9
	プラ製容器包装	(9)	17: ふじが丘 1 - 1 8	(26) 52: 荒子団地浄化槽隣
		(10)	20: 上廻間 2 3 - 1 東	(27) 53: 荒子団地北国道沿い
		(11)	23: 上廻間 2 9 - 1 西	(28) 101: エルグランデ東浦*
		(12)	24: 前田 2 9 北	(29) 102: グランコート東浦*
		(13)	27: 上満 2 4 - 8 北	(30) 104: キャノンピア東浦*
		(14)	28: 上満 1 8 - 4 南	(31) 105: レインボー東浦藤江*
		(15)	29: 藤江公民館駐車場南	(32) 110: レオパレスムート*
		(16)	30: 須賀川樋門北	(33) 111: ノビリティマルユウ*
		(17)	32: ふじが丘 2 1 - 1 2	(34) 120: 柳牛 4 4 - 2 *

(注) *印のついている回収場所は、入居者専用です。

(5) 指定ごみ袋販売所

(65販売所)

平成29年3月31日現在

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
1	森 岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷1	83-2543
2	〃	八百正	森岡字段上1-1	83-8627
3	〃	(株)ドミー東浦店	森岡字前田55-1	83-5141
4	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35-9	84-1888
5	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池8-76	83-4893
6	〃	酒市場本店	森岡字上半ノ木51-5	84-1826
7	〃	(有)オレンジアップ	森岡字上半ノ木25-1	83-5001
8	〃	ゲンキー愛知東浦店	森岡字前田55-1	82-3390
9	〃	ファミリーマート東浦森岡店	森岡字田面91-1	82-2058
10	〃	ファミリーマート東浦森岡南店	森岡字新池下36-1	82-5885
11	〃	セブンイレブン東浦森岡南店	森岡字前田37-1	84-7027
12	緒 川	松華園	緒川字家下1	83-2324
13	〃	福田屋	緒川字竹塚14-13	83-3260
14	〃	(資)カネヨセンター	緒川字竹塚13-4	83-3375
15	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
16	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
17	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口2-2	83-2502
18	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
19	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区8	83-2235
20	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
21	〃	サークルK東浦役場前店	緒川字平成55	84-5188
22	〃	(資)山口屋商店	緒川字家下3-2	83-2256
23	〃	(資)千鳥屋	緒川字竹塚8-43	83-3367
24	〃	わたや呉服店	緒川字屋敷二区143	83-2258
25	〃	パオみよしや東浦店	緒川字南大狭間56-3	84-3714
26	〃	イオンリテール(株)イオン東浦店	緒川字申新田二区67-8	82-2800
27	〃	ホームセンターコーナン知多東浦店	緒川字北新田8-5	82-1061
28	〃	(株)スギ薬局東浦店	緒川字家下22-1	84-5031
29	〃	ローソン東浦於大公園前店	緒川字大門二区43	84-5110
30	〃	セブンイレブン東浦緒川塩田店	緒川字塩田68	84-7328
31	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
32	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
33	〃	リカーショップ林	緒川字上米田11-35	83-6813
34	〃	ショッピングマルス東ヶ丘店	緒川字東仙台1	84-6988
35	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池5-8	35-0029
36	〃	卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山11-8	34-4822
37	〃	サークルK東浦緒川植山店	緒川字植山43-2	34-0027
38	〃	セブンイレブン東浦緒川植山店	緒川字植山31-3	35-3231

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
39	緒川新田	あいち知多農協東浦営農センター	緒川字鰻池 3 4 - 1 9	8 3 - 9 8 8 1
40	〃	セブンイレブン東浦知多インター店	緒川字上米田 2 - 1 1	8 4 - 7 5 5 7
41	〃	ローソン東浦鰻池店	緒川字鰻池 1 - 3	8 4 - 3 6 5 5
42	石 浜	(有)たからや	石浜字三ッ池 4 9 - 1	8 3 - 4 6 6 7
43	〃	サンエツ	石浜字前浜 1 3	8 3 - 2 3 7 3
44	〃	ショッピングマルス本店	石浜字八ツ針 1 - 2 6	8 3 - 7 1 1 2
45	〃	(有)松栄堂アイプラザ店	石浜字菰蓋 1 - 1 4 3	8 3 - 7 2 0 2
46	〃	サークルK東浦石浜店	石浜字行田 1 8 - 1	8 3 - 6 1 7 5
47	〃	(有)さかゑ屋	石浜字片山 6	8 3 - 2 4 5 5
48	〃	松谷マッサージ治療院	石浜字川尻 1 7 - 1 0	8 3 - 1 0 0 3
49	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央 1 3 - 1 4	8 2 - 2 5 0 1
50	〃	セブンイレブン東浦石浜駅西店	石浜字なかね 1 1 - 8	8 4 - 7 6 3 4
51	〃	サークルK東浦南ヶ丘店	石浜字南ヶ丘 1 6 - 1 5	8 4 - 8 6 5 1
52	〃	中部薬品(株)東浦店 (V drug)	石浜字行田 7 - 1 他 8 筆	8 2 - 2 2 2 0
53	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木 1 3	8 3 - 3 3 3 9
54	〃	コノミヤ東浦店	生路字池下 6 1 - 9	8 3 - 8 8 1 1
55	〃	いくまん呉服店	生路字浜田 1 6 - 1	8 3 - 3 2 0 2
56	〃	ウェルシア生路店	生路字池下 1 1 9	8 2 - 5 7 0 0
57	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田 2 4 - 7	8 2 - 5 2 0 2
58	藤 江	カネヲ新美商店	藤江字須賀 1 3 0	8 3 - 2 2 0 7
59	〃	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪 4 8 - 1 8	8 3 - 6 0 6 9
60	〃	大蔵屋	藤江字松本 7 - 2	8 3 - 2 4 1 3
61	〃	セブンイレブン東浦藤江店	藤江字荒子 8 - 1 7 9	8 4 - 8 5 5 1
62	〃	トーエイ(株)	藤江字ヤンチャ 2 8 - 1	8 3 - 3 8 8 0
63	阿久比町 板 山	セブンイレブン阿久比旭台店	阿久比町 板山字広脇 6 - 4	(0569) 48-7107
64	阿久比町 卯 坂	ピアゴ阿久比北店	阿久比町 卯坂字惣山 6 5	(0569) 48-5611
65	阿久比町 卯白沢	セブンイレブン阿久比白沢店	阿久比町 白沢字西石根 5 - 1	(0569) 48-8892

(6) 粗大ごみ処理券販売所

(26販売所)

平成29年3月31日現在

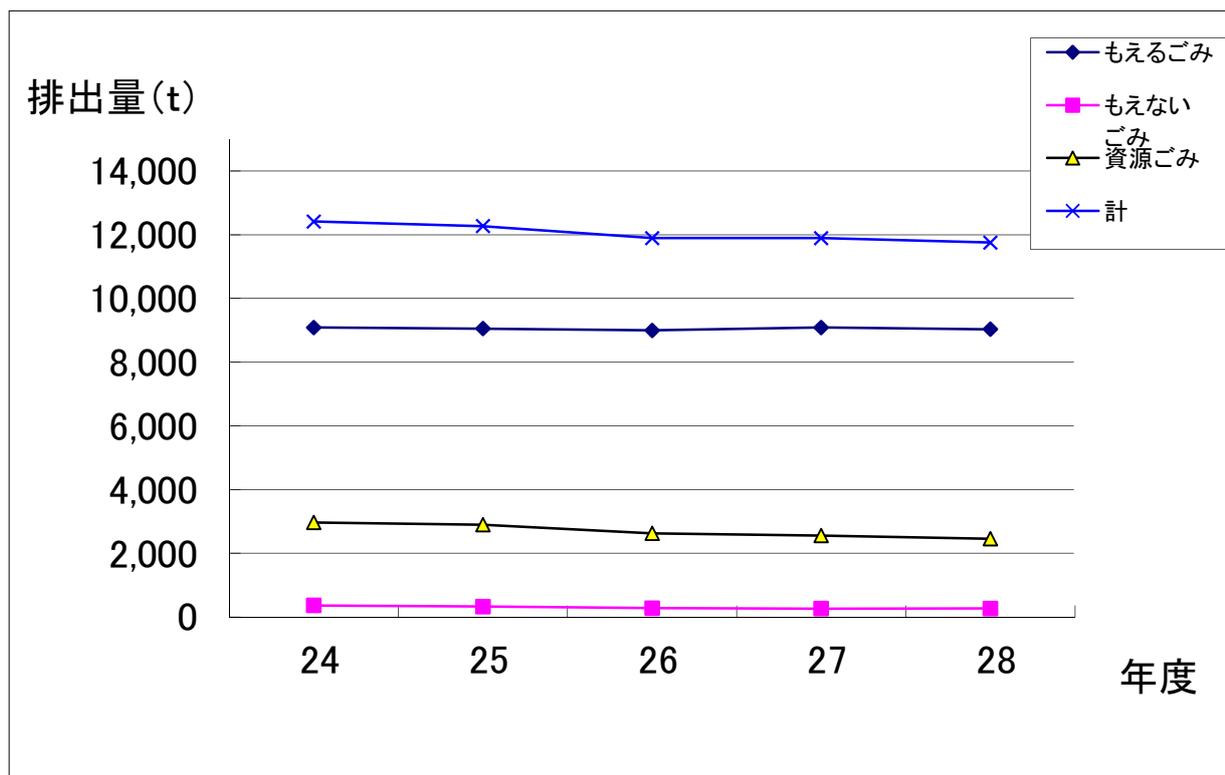
No.	地 区	販売所名		電 話
1	森 岡	八百正	森岡字段上1-1	83-8627
2	〃	(株)ドミー東浦店	森岡字前田55-1	83-5141
3	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35-9	84-1888
4	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池8-76	83-4893
5	緒 川	松華園	緒川字家下1	83-2324
6	〃	(資)カネヨセンター	緒川字竹塚13-4	83-3375
7	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
8	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
9	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口2-2	83-2502
10	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
11	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区8	83-2235
12	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
13	〃	(資)山口屋商店	緒川字家下3-2	83-2256
14	〃	(資)千鳥屋	緒川字竹塚8-43	83-3367
15	〃	行政サービスコーナー	緒川字申新田貳区67-8	82-2940
16	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
17	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
18	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池5-8	35-0029
19	石 浜	サンエツ	石浜字前浜13	83-2373
20	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13-14	82-2501
21	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
22	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24-7	82-5202
23	〃	いくまん呉服店	生路字浜田16-1	83-3202
24	藤 江	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48-18	83-6069
25	〃	大蔵屋	藤江字松本7-2	83-2413
26	〃	セブンイレブン東浦藤江店	藤江字荒子8-179	84-8551

(7) ごみ収集量

① ごみ収集量の年度別変化

東浦町が収集したごみ（一般廃棄物）の総量は、平成24年度から少しずつではありますが、減少傾向にあります。住民1人当たりの年間排出量で比較しますと、平成24年度では約248kg、平成28年度では約234kgであり、この5年間で1人当たり約14kgごみの排出量が減少しました。この結果の要因として、ごみの減量化・資源化の浸透のほかに、最近の経済情勢なども考えられます。

※住民1人当たりの年間排出量＝ごみ収集量÷人口



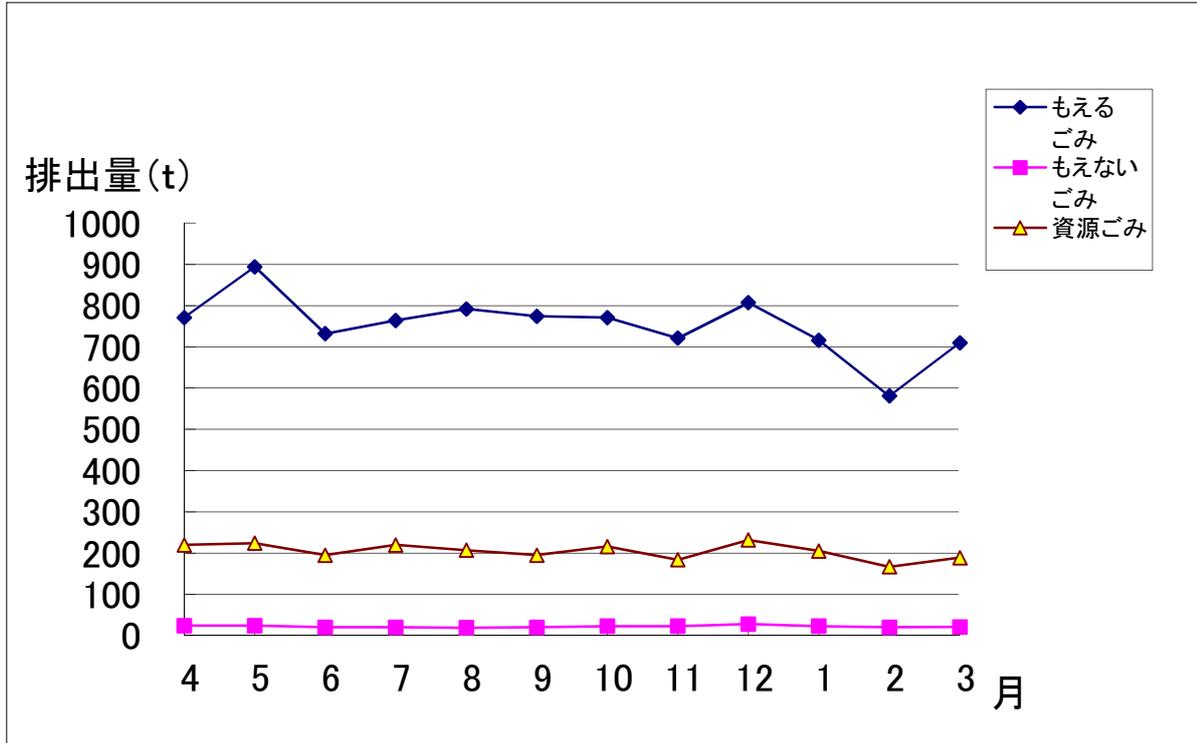
(単位:t)

種類 \ 年度	24	25	26	27	28
もえるごみ	9,088	9,053	8,994	9,084	9,033
もえないごみ	361	323	276	258	265
資源ごみ	2,966	2,894	2,625	2,554	2,454
計	12,415	12,270	11,895	11,896	11,752
人口(人)	50,149	50,261	50,289	50,327	50,299

(注) 1 もえるごみ・もえないごみは、無料処理分のみ
(東部知多クリーンセンター持込、不法投棄、火災ごみ含む)

(注) 2 人口は、毎年度10月1日現在

② ごみ収集量の月別変化（平成28年度）



(単位：t)

種類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
もえるごみ	771	894	732	764	792	774	771	721	807	716	581	710
もえないごみ	24	24	20	20	19	20	23	23	28	23	20	21
資源ごみ	220	224	195	220	207	195	216	184	232	205	167	189

③ ごみの1世帯あたりの収集量及び処理費

(一般+公用ごみ)

区分 年度	収集世帯	処理量			1世帯あたりの 収集量 (kg)	1世帯あたりの 処理費(円)
		もえるごみ (t)	もえないごみ (t)	合計 (t)		
24	19,271	9,088	361	9,449	490	7,598
25	19,463	9,053	323	9,376	482	8,050
26	19,675	8,994	276	9,270	471	9,435
27	19,877	9,084	258	9,342	470	7,463
28	20,063	9,033	265	9,298	463	9,843

(注) 1 収集世帯件数は、各年の10月1日現在

(注) 2 1世帯あたりの処理費は、処理に要する経費のみで、収集運搬費は含まれません。

④ 資源ごみ回収量（平成28年度）

（単位：kg）

		森岡	森岡台	緒川	新田	東ヶ丘	石浜東
金属類	アルミ	6,087	3,918	8,778	4,218	6,334	15,694
	スチール	8,078	4,618	10,775	5,194	8,256	14,043
	計	14,165	8,536	19,553	9,412	14,590	29,737
紙布類	新聞紙	52,758	24,406	41,676	17,026	81,853	88,453
	雑誌・広告	39,443	50,351	82,561	35,481	53,973	79,722
	ダンボール	29,482	18,709	37,232	17,539	37,492	61,643
	紙パック	1,511	1,218	2,186	1,243	2,148	2,944
	ボール紙	3,138	7,071	7,426	5,361	3,743	6,763
	布	5,298	4,687	8,541	4,922	8,941	11,355
	計	131,630	106,442	179,622	81,572	188,150	250,880
	びん類	一升びん	836	1,051	1,938	884	1,060
ビールびん		129	109	220	126	455	512
その他のびん		105	0	0	0	139	100
カレット		30,020	22,070	46,750	19,440	34,180	62,200
計		31,090	23,230	48,908	20,450	35,834	64,520
プラスチック	ペットボトル	11,668	8,030	16,008	8,000	11,387	27,619
	プラスチック製容器包装	25,170	17,830	37,570	22,580	31,150	38,640
	計	36,838	25,860	53,578	30,580	42,537	66,259
合計		213,723	164,068	301,661	142,014	281,111	411,396

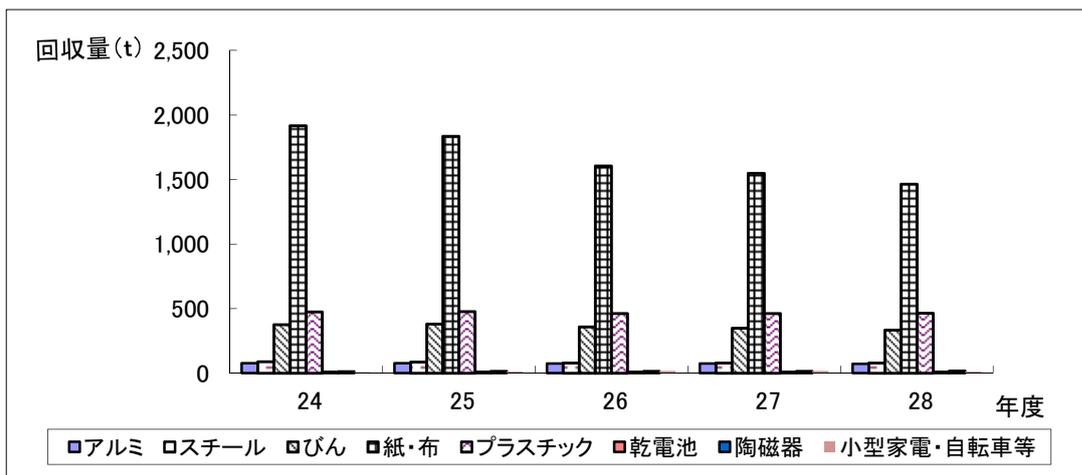
		石浜中	石浜西	生路	藤江	全域	計
金属類	アルミ	2,791	5,888	8,788	9,758	-	72,254
	スチール	3,545	5,631	9,559	8,525	-	78,224
	計	6,336	11,519	18,347	18,283	-	150,478
紙布類	新聞紙	47,243	20,346	69,117	27,496	-	470,374
	雑誌・広告	35,958	47,201	46,758	57,671	-	529,119
	ダンボール	22,317	26,009	37,871	35,609	-	323,903
	紙パック	831	1,435	2,108	1,703	-	17,327
	ボール紙	2,408	3,154	3,898	9,526	-	52,488
	布	4,583	6,057	7,968	8,147	-	70,499
	計	113,340	104,202	167,720	140,152	-	1,463,710
	びん類	一升びん	563	392	1,213	2,038	-
ビールびん		85	137	370	294	-	2,437
その他のびん		55	0	93	0	-	492
カレット		11,980	16,550	37,020	39,800	-	320,010
計		12,683	17,079	38,696	42,132	-	334,622
プラスチック	ペットボトル	5,237	12,160	14,302	16,750	-	131,161
	プラスチック製容器包装	18,340	13,910	42,050	35,270	51,397	333,907
	計	23,577	26,070	56,352	52,020	51,397	465,068
乾電池		-	-	-	-	10,230	10,230
陶磁器		-	-	-	-	16,310	16,310
小型家電・自転車等		-	-	-	-	13,408	13,408
合計		155,936	158,870	281,115	252,587	91,345	2,453,826

（注）1 全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載

（注）2 プラスチック製容器包装全域欄は役場拠点回収量を表示

（注）3 乾電池、陶磁器、小型家電・自転車等は拠点回収のため町全域の回収量を表示

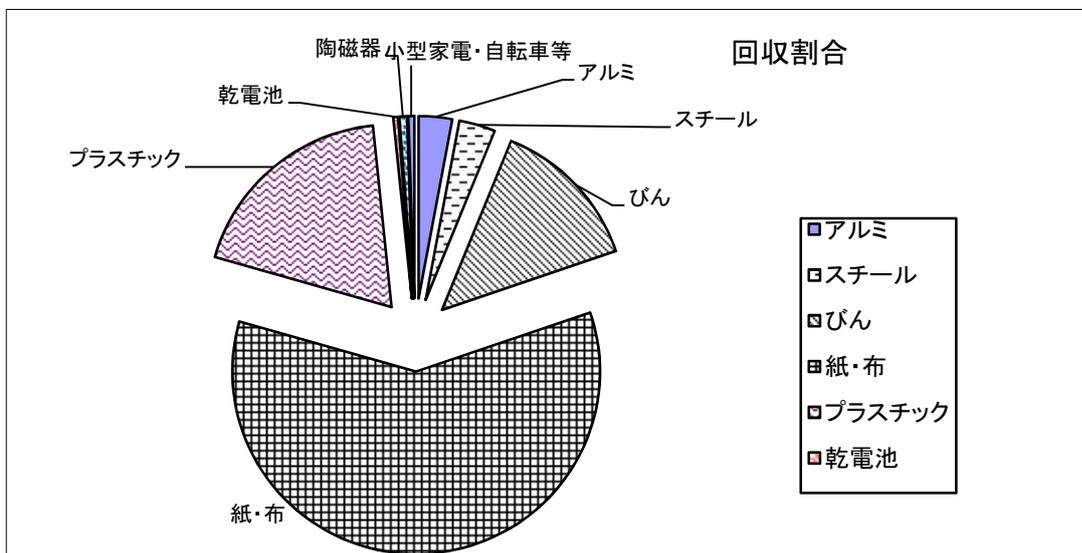
⑤ 資源ごみ回収量(種類別)年度別変化



(単位: t)

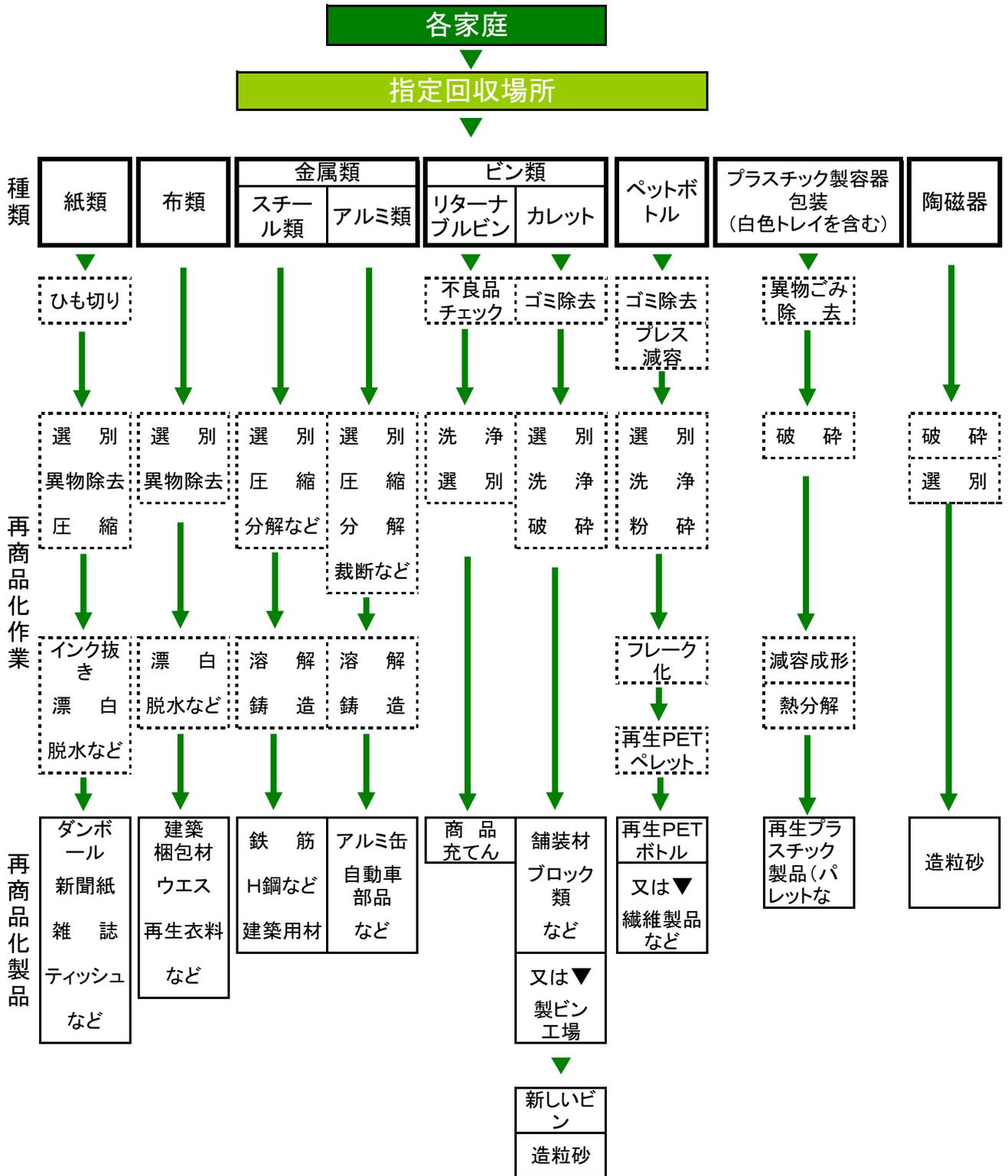
種類	24	25	26	27	28
アルミ	77.7	76.1	74.1	73.5	72.3
スチール	89.7	85.5	80.1	78.8	78.2
びん	375.6	379.9	357.7	348.1	334.6
紙・布	1,917.3	1,836.8	1,606.5	1,548.5	1,463.7
プラスチック	475.3	477.7	462.9	462.9	465.1
乾電池	10.7	10.5	10.7	10.1	10.2
陶磁器	12.0	14.4	14.9	14.6	16.3
小型家電・自転車等	8.3	12.8	18.3	18.0	13.4
合計	2,966.6	2,893.6	2,625.2	2,554.4	2,453.8

⑥ 資源ごみ(種類別)回収割合(平成28年度)



品目	回収量 (kg)	回収割合 (%)
アルミ	72,254	2.9
スチール	78,224	3.2
びん	334,622	13.6
紙・布	1,463,710	59.7
プラスチック	465,068	19.0
乾電池	10,230	0.4
陶磁器	16,310	0.7
小型家電・自転車等	13,408	0.5
計	2,453,826	100.0

⑦ 資源ごみの流れ（平成28年度）



2 し尿

(1) し尿の収集料金

定額制	定額料金	1人 月	370円	①一般家庭が対象。 ②月1回のくみ取りが原則。 ③3歳未満(3歳に達した日の属する年度の末日まで)の者は無料。 ④人員は、くみ取り予定日の前月1日の人員。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。
	超過料金	1回 につき	740円	月2回以上のくみ取りをする場合に2回目以降のくみ取りから徴収する。
従量制		18リットル につき	185円	①人員の確定困難な事務所・飲食店等及び簡易水洗式便槽が対象。 ただし、一般家庭でも次の場合は対象とする。 ・水洗式くみ取りの場合 ・月1回のくみ取りを必要としない場合 ・多量の水を使用しないとくみ取りできない場合 ・人員の確認が困難な場合 ・その他定額制が不適當な場合 ②月1回のくみ取りが原則。 ③雨水、地下水等が浸入した場合のくみ取り。 ④1リットル未満の端数は切り捨てる。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。

(2) くみ取りにあたっての留意事項

①留守家庭の取り扱いについて

- ・くみ取り予定日前後に外出するときは、くみ取り券入れに必要な枚数(従量制は必要と思われる枚数)を入れ、風などでくみ取り券が飛ばされないようにし、わかりやすいところに明示する。

くみ取り券が用意されていないと、くみ取りができない。

②くみ取り券入れについて

- ・くみ取り券入れは、住所・氏名・人員等の必要事項を記入し、留守時に利用する。

③くみ取り券について

- ・定額制の超過料金は、1回につき定額制くみ取り券2枚必要。
- ・くみ取り券を業者に提出する時は、いずれか1枚の裏面に住所・氏名を記入する。

④くみ取りの予定日について

- ・広報ひがしうらで随時お知らせする。
- ・毎月、森岡・緒川・緒川新田・石浜・生路・藤江の順に実施。

⑤その他

- ・転入、転出及び死亡等で人員に変更があった場合は届出が必要。
- ・くみ取り口付近は、作業のしやすいようにする。
- ・便そうの清掃に使用する水は、1カ月10リットル以内。
- ・現金支払いは不可。
- ・平成27年10月1日の収集手数料から価格改定を実施。
 定額券（旧）270円 → （新）370円
 従量券（旧）135円 → （新）185円
 ※旧価格のし尿汲み取り券は、補助券（1枚 50円）と組み合わせることで、引き続き利用可能。

⑥くみ取り委託業者

トーエイ株式会社 電話83-3880

(3) くみ取り券販売所

(14 販売所)

平成29年3月31日現在

No.	地区	販売所名	住 所	電 話
1	森岡	フードセンターが平	森岡字新屋敷1	83-2543
2	〃	J A 森岡支店	森岡字取手118-4	83-2081
3	緒川	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
4	〃	松華園	緒川字家下1	83-2324
5	〃	J A 東浦支店	緒川字浜田3-7	83-2121
6	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
7	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
8	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
9	緒川新田	J A 新田支店	緒川字寿久茂48	34-8296
10	〃	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
11	石浜	サンエツ	石浜字前浜13	83-2373
12	生路	J A 東浦南部支店	生路字池下111-1	83-2084
13	〃	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
14	藤江	大蔵屋	藤江字松本7-2	83-2413

(4) し尿収集量

年度	年間処理量 (t)	収集人口 (人)	総人口 (人)
24	1,559	1,665	50,149
25	1,499	1,551	50,261
26	1,389	1,497	50,289
27	1,409	1,436	50,327
28	1,272	1,309	50,299

(注) 人口は、各年度 10 月 1 日現在

(5) 浄化槽設置状況

平成29年3月31日現在

(単位：基)

区分 処理対象人員	単独処理施設			合併処理施設	合 計
	腐敗タンク方式	ばっ気方式	小 計	ばっ気方式	
1～5	248	701	949	725	1,674
6～7	116	1,209	1,325	510	1,835
8～10	113	708	821	98	919
11～15	29	88	117	44	161
16～20	20	88	108	26	134
21～50	59	178	237	95	332
51～100	30	7	37	42	79
小 計	615	2,979	3,594	1,540	5,134
101～300	7	8	15	51	66
301～500	3	3	6	8	14
小 計	10	11	21	59	80
501～5,000	0	0	0	4	4
小 計	0	0	0	4	4
合 計	625	2,990	3,615	1,603	5,218

3 東部知多衛生組合の状況

(1) 月別し尿・ごみ処理量（平成28年度）

区分 月	し尿処理（t） 東部知多浄化センター			ごみ処理（t） 東部知多クリーンセンター				
	し尿	浄化槽汚泥	計	可燃物		不燃物		計
				一般収集	持込有料	一般収集	持込有料	
28年4月	116.53	945.77	1,062.30	770.62	178.10	24.09	5.08	977.89
5月	113.06	1,140.90	1,253.96	894.46	218.81	24.25	5.66	1,143.18
6月	108.42	839.78	948.20	731.79	205.21	20.39	5.90	963.29
7月	116.17	838.17	954.34	764.16	238.49	19.51	5.47	1,027.63
8月	102.58	768.89	871.47	792.99	213.49	19.23	7.21	1,032.92
9月	104.79	768.82	873.61	773.63	216.97	19.85	5.26	1,015.71
10月	105.42	840.10	945.52	770.69	227.00	22.79	5.51	1,025.99
11月	104.79	906.84	1,011.63	720.54	221.41	23.02	6.84	971.81
12月	93.91	819.81	913.72	807.92	222.16	27.93	9.57	1,067.58
28年1月	101.38	799.96	901.34	715.87	193.91	23.01	4.73	937.52
2月	99.95	694.98	794.93	580.71	203.01	19.39	4.88	807.99
3月	104.83	1,067.83	1,172.66	709.61	228.72	21.27	8.64	968.24
計	1,271.83	10,431.85	11,703.68	9,032.99	2,567.28	264.73	74.75	11,939.75
1か月平均	105.99	869.32	975.31	752.75	213.94	22.06	6.23	994.98

(注) 一般収集は、公用持込を含む。

(2) ごみの状況

(単位:t)

構成市町 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
24	9,088	21.9	11,519	27.8	15,554	37.7	5,281	12.6	41,442	100
25	9,053	21.8	11,394	27.5	15,704	37.9	5,316	12.8	41,467	100
26	8,994	21.6	11,434	27.5	15,730	37.8	5,402	13.1	41,560	100
27	9,084	22.2	11,582	28.4	15,934	36.4	5,475	13.0	42,075	100
28	9,033	21.5	11,540	27.5	15,974	38.0	5,467	13.0	42,014	100

(注) 可燃物のみの投入量

(3) し尿・浄化槽汚泥の状況

(単位:t)

構成市町 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
24	12,724	27.7	8,283	18.0	17,113	37.4	7,868	17.1	45,988	100
25	12,599	27.6	8,547	18.7	16,870	36.9	7,654	16.8	45,670	100
26	12,168	27.1	8,286	18.5	16,899	37.7	7,473	16.7	44,826	100
27	12,223	28.3	8,181	18.9	15,414	35.7	7,365	17.1	43,183	100
28	11,704	27.8	8,208	19.5	15,175	36.0	7,063	16.7	42,150	100

(4) 負担金の推移

■東浦町年度別状況

(単位:千円)

年度	24	25	26	27	28
項目					
組合債償還金	9,979	11,937	12,374	12,685	12,590
投資的経費	92,981	193,127	218,600	59,474	232,635
経常的経費 (し尿関係)	48,775	46,194	42,397	39,682	35,952
〃 (ごみ関係)	139,095	142,269	147,697	141,785	139,137
〃 (温水プール関係)	26,607	26,419	28,813	27,166	26,076
歳出計 (a)	317,437	419,946	449,881	280,792	446,390
負担金以外の歳入計 (b)	57,123	192,771	182,888	56,717	178,507
実質負担金 (a) - (b)	260,314	227,175	266,993	224,075	267,883

■構成市町別状況 (平成28年度)

(単位:千円)

構成市町	東浦町	豊明市	大府市	阿久比町	合計
項目					
組合債償還金	12,590	17,268	21,435	6,376	57,669
投資的経費	232,635	316,365	414,470	129,915	1,093,385
経常的経費 (し尿関係)	35,952	24,252	48,272	22,259	130,735
〃 (ごみ関係)	139,137	184,539	267,182	82,131	672,989
〃 (温水プール関係)	26,076	13,208	46,456	5,424	91,164
歳出計 (a)	446,390	555,632	797,815	246,105	2,045,942
負担金以外の歳入計 (b)	178,507	241,337	340,159	97,001	857,004
実質負担金 (a) - (b)	267,883	314,295	457,656	149,104	1,188,938

用語解説（50音順）

・赤潮

プランクトンが異常繁殖して海面が赤色又は赤褐色になる現象で、プランクトンが魚介類のエラにつまり窒息死するという被害をうけます。赤潮発生の原因は、生活排水や工場排水などの流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれています。

→富栄養化

・アルキル水銀

水銀にアルキル基が1個又は2個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称であり、無色の液体又は、白色の固体状をしています。

アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭搾、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。

・一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

・化学的酸素要求量(COD)

湖沼における有機物による水の汚濁の程度を示す指標。酸化剤を使用して、水中の有機物を分解するのに消費される酸素の量を表すもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。

・カドミウム(Cd)

主に亜鉛の生産に伴い産出される重金属。長期にわたり大量に体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害・胃腸障害・腎臓障害等を起こします。富山県神通川流域で発病した「イタイイタイ病」は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれています。

・環境基準

環境基本法第16条に基づき国が定める基準。環境行政を進めていく上での指針となるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められています。

・光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、強い日射を受け光化学反応を起こし生じる物質で、二酸化窒素を除くオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化力の強い物質の総称。高濃度のときは、目を刺激し呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼします。

→窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)

・揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体となる有機化合物の総称。代表的な物質は、トルエン、キシレン、酢酸エチル等で、塗料や接着剤、インク等に溶剤として含まれています。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

・酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもpH5.6程度となっています。このため一般的にはpH5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。健康被害として、乳幼児に対するチアノーゼや窒息を起こします。

・水素イオン濃度(pH)

溶液中の酸性、アルカリ性を示す指数で単位はpH。中心となる数値を7(中性)とし、7より小さいものは弱酸性(4~7)、強酸性(0~3)、7より大きいものは弱アルカリ性(7~10)、強アルカリ性(11~14)と分けられています。

・生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の汚濁物質が、微生物により酸化分解するときに消費される酸素の量。河川の有機物による水の汚濁の程度を示す指標であり、きれいな水では1~3、ややきれいな水では3~5、汚れている水では5~10、非常に汚れている水では10以上で、数値が高いほど水質が悪いことを意味します。

・全シアン

シアン化合物の総称。シアン化水素、シアン化カリウム等の他、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素やシアン化カリウム等は、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。

・窒素

水中の栄養塩類として閉鎖性水域や湖沼の富栄養化の原因となる物質の一つ。窒素は、りんとともに赤潮の原因となります。

→富栄養化、赤潮

・リン

水中の栄養塩類として閉鎖性水域や湖沼の富栄養化の原因となる物質の一つ。窒素と同様に、赤潮の原因となります。

→富栄養化、赤潮

・総水銀

水銀、水銀化合物(メチル水銀等)を合わせた金属水銀の量。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用しています。水銀化合物中には、強い毒性を持つものが有り、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。

・ダイオキシン類

物を燃焼する過程で非意図的に生成される、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めて、ダイオキシン類といい、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出を規制しています。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

・大腸菌群数

人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布する細菌を一括した総称。大腸菌自体は有害ではないが、水中に多く存在すれば人間や家畜の糞尿により水が汚染されていることになり、水中の大腸菌群数は水質汚濁の指標となっています。

・地球温暖化

二酸化炭素等の物質は、日射エネルギーをほぼ完全通過させる一方、地表から放射される赤外線は吸収し宇宙空間に熱を逃さない「温室効果」をもっており、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により熱の吸収が増え、地球の気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。地球温暖化により、異常気象、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響等が懸念されています。

・窒素酸化物(NO_x)

大気汚染物質である窒素(N)と酸素(O)の化合物全体のことで、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO_2)が主です。通称「ノックス(NO_x)」という。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合し発生します。発生源は、工場、家庭等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。

・テトラクロロエチレン

不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工でも使用しています。高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激し蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。

・トリクロロエチレン

不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用します。無色の水より重い液体で眼・鼻・のどを刺激し、吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。

・鉛(Pb)

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛石の形で算出する重金属。

鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

・二酸化硫黄(SO₂)

重油、軽油、石炭など硫黄を含む燃焼が燃焼するとき酸素と結合し発生するもので、大気汚染物質の一つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質です。無色で腐敗した卵に似た刺激臭があり目、皮膚、粘膜を刺激し人体に有害な物質です。

・二酸化窒素(NO₂)

工場や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成します。家庭や企業で使用される燃料装置はほとんど窒素酸化物を発生しません。燃焼によって発生するものは、燃料の種類や燃焼方法によって異なりますが、90%以上は一酸化窒素(NO)で、これが酸化されて二酸化窒素になり燃焼温度が高温になるほど、発生量が多くなります。また、二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、慢性吸入により呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

→窒素酸化物(NO_x)、光化学オキシダント

・n-ヘキサン抽出物質

水中での鉛油、動植物性油等による汚濁の程度を表す指標で、溶媒であるノルマルヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称。油分以外で抽出されるものもあり、農薬、染料、アルコール、石鹼等も含まれ、この数値が大きいほど汚れがひどく魚介類の死を引き起こしたりします。特に鉛油は、石油臭によって水の価値を損なったり、下水処理場の機能を阻害したりします。

・砒素

硫化鉄鉛等の金属硫化鉛物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物(砒酸、亜砒酸、砒化水素等)は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹等の症状を示すといわれています。

・富栄養化

富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼(貧栄養湖といいます。)が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼(富栄養湖といいます。)へと次第に変せんしていく現象のことをいいます。

・浮遊物質(SS)

水の中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子物質で、粘土鉱物による微粒子、プランクトンやその死骸、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物の総称。この数値が大きいほど浮遊物質が多く汚れがひどく透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらが詰まって死んだり、光の透過が妨げられて、水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。25mg/l以下であれば正常な魚の生育が維持され、50mg/l以下であれば魚のへい死が防げるものとされています。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10 μ m(マイクロメートル、1 μ m=1/1000mm)以下のもの。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。この粒子は沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えるとされています。

・フロン類

炭素と水素の他、フッ素や塩素、臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称。毒性が低く、無臭・不燃で非常に安定した物質のため、噴射剤・冷蔵庫、エアコンの冷媒・洗浄剤・発泡剤などに広く使っています。大気中に放出されたフロンは、大部分が成層圏にたどりつき、光分解等によりオゾン層を破壊します。フロンには、オゾン層を破壊してしまうだけでなく、高い温室効果を持つものがあり、地球温暖化の原因の一つとなっています。

→地球温暖化

・粉じん

物の破碎・選別その他の機械的処理、又はたい積に伴い発生したり、飛散したりする物質です。

・溶存酸素量(DO)

大気中から水に溶解込んでいる酸素の量。水中の生物も人間と同様、酸素を必要としているためDOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなります。また魚介類などの水棲生物が窒息死することもあります。BODやCODとは逆に数値が低いほど汚染が進んでいることになります。

→生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)

・六価クロム

クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸引による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらす、浮腫やかいようを生じ、またがんの原因にもなるとされています。

東浦町の環境（平成 29 年度版）

平成 29 年 8 月

東浦町 生活経済部 環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562 (83) 3111 (代表)

FAX 0562 (83) 9756

<http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>